

# 令和8年第4回安平町議会定例会議案

令和8年6月23日

安 平 町

# 議長諸般事項報告

1 本定例会の提出案件 別紙のとおり

2 議会の動向

自 令和 8年 3月 2日

至 令和 8年 6月14日

月 日	事 項	場 所	出 席 者
3 月 2 日	令和8年第1回 安平・厚真行政事務組合議会定例会	総合庁舎	組 合 議 員
3 月 5 日 ～ 3 月 1 0 日	令和8年第2回 安平町議会定例会	議 場	議 員
3 月 1 0 日	議会運営委員会	議長室	委 員
3 月 1 3 日	安平町立早来学園 卒業証書授与式	早来学園	議 長
3 月 1 4 日	地酒「あびら川」新酒お披露目会	ホテルわたなべ	議 長
3 月 1 7 日	ミラノ・コルティナ2026冬季オリンピック 三浦芽依選手 大会出場報告会	総合庁舎	副 議 長
3 月 1 8 日	令和8年第1回 胆振東部日高西部衛生組合議会定例会	むかわ町	組 合 議 員
3 月 2 3 日	令和7年度第1回 追分高等学校存続支援協議会	総合庁舎	議 長 ほ か
3 月 2 7 日	令和8年第1回 胆振東部消防組合議会定例会	厚真町	組 合 議 員
4 月 3 日	苫小牧地方総合開発期成会 会計監査	総合庁舎	議 長
4 月 6 日	セーフティコール	早来駅前	議 長
4 月 8 日	とまこまい広域農業協同組合 第25回通常総代会	厚真町	議 長
4 月 1 7 日	安平町商工会青年部 懇親会	レストランしばらく	議 長
4 月 2 1 日	「第18回 あびら夏！うまかまつり」第1回実行委員会	総合庁舎	議 長
4 月 3 0 日	臨時会(初議会)	議場	議 員
4 月 3 0 日	全員協議会	議場	議 員
5 月 1 5 日	安平建設協会 懇親会	レストランしばらく	議 長
5 月 1 5 日	全員協議会	議場	議 員

5月18日	令和8年度 苫小牧地方総合開発期成会総会	苫小牧市	議長
5月19日	議会広報特別委員会	議員控室	委員
5月19日	令和8年第1回 胆振東部消防組合議会臨時会	厚真町	組合議員
5月19日 ～ 5月20日	台湾・安平国民小學訪問団 セレモニー及び夕食交流会・給食交流会等	早来学園・レストランしばらく・追分中学校	議員
5月21日	令和8年度 胆振管内町村議会議長会 第1回定期総会	白老町	議長
5月21日	令和8年度 安平町商工会 第19回通常総会	追分ふれあいセンターいぶき	副議長
5月21日	議会日程調整会議	議員控室	議長ほか
5月23日	令和8年度 早来学園スポーツフェスティバル	早来学園	議長
5月25日	令和8年第2回 安平・厚真行政事務組合臨時会	総合庁舎	組合議員
5月26日	全国町村議会 議長・副議長研修会	東京都	議長
5月28日	令和8年度 一般社団法人あびら観光協会定期総会・懇親会	レストランしばらく	議長
5月28日	議員・監査委員タブレット使用説明会	議場	議員・監査委員
5月29日	令和8年第1回 胆振東部日高西部衛生組合議会臨時会	むかわ町	組合議員
6月9日	北海道町村議会議長会定期総会及び議長・事務局長研修会	札幌市	議長
6月12日	令和8年度安平町交通安全推進委員会総会	総合庁舎	議長
6月14日	第27回ホスピタリティ安平ペタンク選手権大会	ときわスケートリンク内グラウンド	議長

### 3 議会運営委員会 所掌事務調査報告

#### 4 一部事務組合議会報告

- (1) 安平・厚真行政事務組合議会報告
- (2) 胆振東部消防組合議会報告
- (3) 胆振東部日高西部衛生組合議会報告

## 報告第1号

### 例月出納検査報告について

監査委員より例月出納検査の結果報告があったので、別紙配布のとおり報告する。

令和8年6月23日提出

安平町議会議長 小笠原 直 治

### 記

令和8年2月分

令和8年3月分

令和8年4月分（令和7年度分）

令和8年4月分（令和8年度分）

令和8年第4回安平町議会定例会

# 行政報告

令和8年6月23日

安平町長 及 川 秀一郎

## 1. 町職員の懲戒処分に係る再発防止等に向けた取組について

本年4月12日に執行された安平町議会議員選挙において、当時教育委員会事務局の次長職にあった職員が、自身のSNS（LINE）アカウントを通じ、特定の候補者について反対し、又は特定の候補者について紹介若しくは投票を依頼する文面を複数の町民及び町職員に対して送信した事実を認定し、当該職員に対して、地方公務員法及び町条例・規則に基づき、5月11日付けで停職2か月の懲戒処分を行うとともに、同職員に対して教育委員会事務局の出向を解く人事発令を行いました。

このことは、民主主義の根幹である町議会議員選挙への町職員による不適切な介入事案であると極めて重く受け止めるもので、誠に遺憾であり、当人による送付文面において失礼な用語とともに氏名が掲載された方はもちろんのこと、町民の皆様をはじめ、議員各位に多大なるご迷惑とご心配をおかけしておりますことに対し、心より深くお詫び申し上げます。

去る5月15日の議会全員協議会にて詳細をご説明し、頂戴した質疑・ご意見を踏まえ、現時点における再発防止に向けた取組状況及び本町の考え方を以下のとおりご報告いたします。

### (1) 公益通報制度（安平町公益通報に関する規程）の再周知について

今回の事案の発覚が、被処分職員からメッセージを受領した町職員からの内部告発がなされなかったことについて、議員各位からは、「公益通報制度の周知・理解の徹底が不足しているのではないか」とのご指摘をいただきました。

町ではこれらのご指摘を重く受け止めており、5月22日に開催した課長職による「庁内会議」を通じて、全職員に対して、改めて公益通報制度を周知いたしました。今後、定期的な周知のほか、必要に応じて理解度の確認も行ってまいります。

### (2) 安平町人事監理委員会による安平町職員法令遵守マニュアルの見直し等について

町職員による汚職事件の教訓から平成27年に設置された副町長を主宰者とする安平町人事監理委員会が作成した安平町職員法令遵守マニュアルについて、5月22日に開催した定例会議の席上、これまでマニュアルには地方公務員法や公職選挙法に基づく公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動等の禁止事項について記載がないことを受け、今回の事件を踏まえ、次の(3)に記載する職員研修での内容なども反映させて追加改正することとしています。

また、当該定例会議では、公務員倫理の醸成と徹底とともに、グループ会議や上司との定期的な個人面談の実施など風通しの良い職場づくりを推進していくことも確認しています。

### (3) 公務員の政治的行為や地位利用による選挙運動の禁止に係る職員研修について

町が毎年計画的に実施している職員研修では、従来公務員の政治的行為や地

位利用による選挙運動の禁止に関する分野を取り上げたことが無く、職員による内部告発が無かった理由として禁止行為に関する知識不足も一因であった可能性があることから、本年7月31日に弁護士として自治体任期付職員に任用された経験を持つ外部講師を招いた法令遵守に関する職員研修を開催し、この点を補完してまいります。

#### (4) 公職選挙法違反の疑いに関する刑事責任の判断について

今回の事案について、町においては地方公務員法に基づく懲戒処分を行うに当たり、送信事実及びその内容について調査を行い、公務員としての服務規律に違反する行為に該当するかどうかについて事実認定及び立証を行ったところです。

一方、公職選挙法違反の成否については、捜査権限を有しない町が最終的に認定・立証すべき事項ではなく、捜査機関において判断されるべきものと整理いたしました。

これに対し、議員各位からは、「全送信対象者への調査が行われておらず、全容解明に向けた事実認定が不足しているのではないか」、「町として刑事訴訟法第239条第2項に基づく告発義務が存在するのではないか」といったご指摘をいただきました。

町といたしましては、議会全員協議会においてご答弁申し上げたとおり、メッセージを受信した町職員へのアンケート結果等を踏まえ、公職選挙法第136条の2に規定する地位利用による選挙運動に抵触する可能性を否定できないものと判断しています。

このため、去る5月25日に苫小牧警察署を訪問し、事実関係及び法令適用の考え方について事前相談を行ったところです。

町といたしましては、本件の刑事責任の有無について独自に結論付けるのではなく、捜査機関の判断を仰ぐことが適当であると考えており、今後は、顧問弁護士による法的助言も踏まえ、必要な対応を進めてまいります。

#### (5) 町長等の管理・監督者責任について

今回の事件の発生により、行政に対する不安と不信感を与え、町民の皆様の信頼を損なうこととなったことに鑑み、被処分職員の最高責任者及び任命権者である町長及び教育長について、当該事件の責任を明確にするため、本定例会において安平町長等の給与等に関する条例の一部改正案として、最高責任者である町長及び当時の任命権者である教育委員会の実務における責任者である教育長において7月1日からの1か月、100分の10をそれぞれ減額する提案をさせていただきます。

今回発生した事件は、公務員に求められる政治的中立性を損なう極めて不適切なもので、町政に対する信頼失墜はもちろんのこと、安平町全体の名誉を傷つけるものであります。失われた信頼の回復に向け、職員一丸となって真摯に取り組んでまいり所存であり、今回の取組について必要に応じて議会へ報告させていただきます。

以上、町職員の懲戒処分に係る再発防止及び信頼回復に向けた取組について、ご報告いたします。

## 2. サイバーセキュリティを確保するための方針「安平町情報セキュリティ基本方針」の策定について

安平町は、令和5年8月に「安平町デジタル・トランスフォーメーション（DX）推進計画書」を策定し、デジタル技術を活用した便利で快適に暮らせるまちの実現を目指しているところです。

デジタル技術を最大限利活用することは、住民の利便性の向上や、デジタル技術やAI等の活用による業務の効率化が可能となる一方、町民の財産、プライバシー等の保護及び適切な事務の運営を図り、職員及び行政事務に対する町民の信頼を確保する必要があります。

この度、地方自治法の一部を改正する法律により、普通地方公共団体の議会及び長その他の執行機関は、サイバーセキュリティを確保するための方針を定め、公表することが義務づけられたことに伴い、本町においても策定作業を行い、改正地方自治法第244条の6第1項に規定する方針に位置づけ公表をしております。

以上、サイバーセキュリティを確保するための方針「安平町情報セキュリティ基本方針」の策定について、ご報告いたします。

令和8年第4回安平町議会定例会

# 事務報告

令和8年6月23日

安平町長 及 川 秀一郎

## 【総務課】

### 1. 寄付の申し込みについて

・寄付申込者	石川兄弟塗装株式会社 代表取締役 石川 裕次郎 様
・寄付内容	一金 300,000円
・寄付目的	一般寄附
・納入日	令和8年3月17日

### 2. 町有バス利用件数について（令和8年5月末現在）

令和8年度	4月	5月
利用件数	3件	10件

#### 令和7年度 町有バス利用件数実績

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
令和6年度	7件	7件	13件	24件	8件	16件	18件
令和7年度	6件	12件	14件	17件	7件	12件	21件
比 較	▲1件	5件	1件	▲7件	▲1件	▲4件	3件
区 分	11月	12月	R7年1月	2月	3月	計	
令和6年度	12件	3件	2件	6件	8件	124件	
令和7年度	12件	8件	3件	8件	7件	127件	
比 較	0件	5件	1件	2件	▲1件	3件	

### 3. Robloxゲーム制作体験講座

- ・期 日：令和8年3月5日（木）～7日（土）
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる
- ・内 容：専用のツールとプログラミング言語を用いたRobloxゲームの制作体験
- ・定 員：定員8名

### 4. シニア向けデジタル体験イベント（あびらでデジ活）

- ・期 日：令和8年3月12日（木）、18日（水）、19日（木）、4月9日（木）、15日（水）、16日（木）、5月14日（木）、20日（水）、21日（木）
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる、ぬくもりセンター
- ・内 容：スマートフォンやスマートフォンアプリに関する講座等
- ・参加者：延べ約56名（5月31日現在）

**5. 第4回デジタル活用共生社会推進協議会**

- ・期 日：令和8年3月18日（水）
- ・場 所：総合庁舎応接室
- ・出席者：委員6名、事務局2名

**6. 住民向けデジタル講座（デザインに触れよう！）**

- ・期 日：令和8年3月22日（日）
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる
- ・内 容：はじめてのCanva・プロによる公開講座
- ・参加者：20名

**7. 令和7年度第1回安平町史編さん委員会教育文化部会**

- ・期 日：令和8年3月27日（金）
- ・場 所：総合支所多目的情報会議室
- ・内 容：安平町史分野編（教育・文化）原稿確認について
- ・出席者：委員5名、事務局3名、受託者2名

**8. 令和8年度第1回安平町史編さん委員会産業経済部会**

- ・期 日：令和8年4月8日（水）
- ・場 所：総合庁舎中会議室
- ・内 容：安平町史分野編（観光）原稿確認について
- ・出席者：委員5名、事務局3名、受託者1名

**9. 令和8年度デジタルスクール（前期）**

- ・期 日：令和8年4月15日（水）から6月25日（木）までの毎週水・木曜日
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる
- ・内 容：プログラミング体験、VR・eスポーツ体験、3Dモデリング、デジタルイラスト
- ・参加者：各回定員8名、延べ72名（5月31日現在）

**10. 令和8年度第1回安平町ブランディング推進協議会**

- ・期 日：令和8年4月28日（火）
- ・場 所：総合庁舎中会議室
- ・出席者：委員5名、事務局5名

#### 11. 令和8年度第1回安平町史編さん委員会

- ・期 日：令和8年4月28日（火）
- ・場 所：追分公民館研修室
- ・内 容：安平町史分野編（教育・文化）原稿確認等について
- ・出席者：委員15名、事務局2名、受託者3名

#### 12. スマートワーク推進プロジェクト スマートワーク産業育成事業（長期プログラム3年目）

- ・期 日：令和8年5月9日（土）から
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる
- ・内 容：ITスキルをゼロから習得する無料学習プログラム。オンライン教材による自宅学習と、対面のワークショップ等による学習を行う。デザインスキルからビジネススキルまでを習得し、フリーランスとしての活躍を目指す講座を提供。3年間のカリキュラムの3年目。
- ・受講者：4名

#### 13. ABILIKEな真世界Vol. 1 菜の花畑メモリアル撮影会

- ・期 日：令和8年5月23日（土）
- ・場 所：追分弥生
- ・内 容：一般公開していない菜の花畑でのティータイムや、プロのカメラマンによる写真撮影を実施。
- ・参加者：定員4組、12名

### 【政策推進課】

#### 1. 令和7年度第4回安平町地域公共交通会議（書面）

- ・期 日：令和8年3月13日（金）

#### 2. 町民自治推進委員会

- ・期 日：令和8年3月27日（水）
- ・場 所：役場 総合庁舎

#### 3. 第1回日高線アクションプラン実行委員会

- ・期 日：令和8年4月10日（金）
- ・場 所：苫小牧市

4. 第1回室蘭線アクションプラン実行委員会
- ・期 日：令和8年4月13日（月）
  - ・場 所：岩見沢市
5. 令和8年度第1回安平町地域公共交通会議（書面）
- ・期 日：令和8年4月24日（金）
6. 町民まちづくり会議
- ・期 日：第1回 令和8年4月20日（月）  
第2回 令和8年5月12日（火）・13日（水）  
第3回 令和8年5月28日（木）・29日（金）
  - ・場 所：役場 総合庁舎
7. 東胆振定住自立圏首長意見交換会及び苫小牧地方総合開発期成会総会
- ・期 日：令和8年5月18日（月）
  - ・場 所：苫小牧市
8. 北海道胆振東部3町復興推進協議会 設立総会
- ・期 日：令和8年5月18日（月）
  - ・場 所：苫小牧市
9. 北海道基地協議会総会
- ・期 日：令和8年5月20日（水）
  - ・場 所：恵庭市
10. 苫小牧地方総合開発期成会室蘭要望
- ・期 日：令和8年6月2日（火）
  - ・要望先：北海道開発局室蘭開発建設部、北海道胆振総合振興局
  - ・要望内容：要望は全23項目（主な要望は次のとおり）
    - ①次世代半導体工場建設に伴う経済波及効果の促進と周辺環境の整備
    - ②北海道新幹線札幌延伸に伴う対応
    - ③鉄路の維持存続及び利便性の向上
    - ④日本一の馬産地における景趣場産業の振興
    - ⑤国道234号安平地区から北進地区の整備促進・交通安全対策
    - ⑥道道豊川遠浅停車場線の車道再整備
    - ⑦2級河川安平川及び遠浅川改修事業の促進
    - ⑧ゼロカーボンシティの推進に向けた支援の拡充

### 11. デマンドバス利用状況（令和7年度実績）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
追分地区	80人	80人	87人	121人	131人	122人	112人
早来地区	38人	40人	50人	74人	52人	49人	63人
全利用者	118人	120人	137人	195人	183人	171人	175人
前年同月比	▲164人	▲146人	▲158人	▲55人	0人	▲5人	▲49人

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	計
追分地区	111人	246人	242人	232人	214人	1,778人
早来地区	47人	72人	74人	60人	102人	721人
全利用者	158人	318人	316人	292人	316人	2,499人
前年同月比	▲52人	93人	148人	101人	143人	▲144人

\*参考 令和6年度利用者数 合計2,643人（追分地区：888人 早来地区：1,755人）

### 12. 循環バス利用状況（令和7年度実績）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
令和7年度	651人	655人	687人	805人	719人	722人	818人
前年同月比	117人	115人	190人	150人	113人	155人	178人

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	計
令和7年度	697人	830人	810人	734人	808人	8,936人
前年同月比	47人	258人	272人	192人	242人	2,029人

### 13. 地域公共交通維持確保ハイヤー運賃等助成金件数（令和7年度実績）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
ハイヤー運賃助成件数	836件	771件	761件	931件	858件	719件	747件
前年同月比	189件	113件	109件	169件	▲106件	▲143件	▲195件

区 分	11月	12月	1月	2月	3月	計
ハイヤー運賃助成件数	617件	870件	681件	675件	680件	9,146件
前年同月比	▲326件	▲239件	▲310件	▲259件	▲320件	▲1,318件

### 14. 鉄道などの公共交通利用促進策の実施状況（令和7年度実績）

- ①安平町共通回数乗車券の発行（町内全ての公共交通機関で使用可能）及び券の購入額に対するポイントあびらの付与
- ②安平町職員ノーマイカー運動及び公務出張時の鉄道利用
- ③北の産業革命「炭鉄港」やウポポイ等と連携した室蘭線グループ旅行助成（安平町

鉄道等利用促進活動費助成金、室蘭線の旅モデルプランの提供)

- ④広報笑顔での「公共交通相談窓口」周知記事の掲載
- ⑤あびらチャンネルでの公共交通利用啓発CMの放映
- ⑥ J R室蘭線活性化連絡協議会による事業（室蘭線沿線観光利用促進事業、沿線住民モニター事業、通勤定期券モニター事業、室蘭線沿線市町による広報誌やSNS、イベントなどを通じたPRなど）

15. 北海道移住ドラフト会議

- ・期 日：令和8年3月7日（土）～3月8日（日）
- ・場 所：札幌市

16. あびら移住暮らし推進協議会総会

- ・期 日：令和8年4月22日（水）
- ・場 所：役場 総合庁舎

17. 安平地区まちづくり協議会 総会

- ・期 日：令和8年4月23日（木）
- ・場 所：安平公民館

18. 遠浅地区まちづくり協議会 総会

- ・期 日：令和8年4月24日（金）
- ・場 所：遠浅公民館

19. 自治会長等会議

- ・期 日：令和8年6月3日（水）
- ・場 所：追分公民館

20. 安平町分譲宅地の販売状況（令和7年度実績）

区分	総区画数	令和6年度までの販売実績	令和8年3月末までの販売実績		合 計		残区画
			販売	貸付	販売	貸付含む	
町営若草団地	235区画	229区画	2区画	—	231区画 (98.3%)	—	4区画
ラ・ラ・タウン おいわけ	137区画	129区画	1区画	—	130区画 (94.9%)	—	7区画

## 21. 定住促進条例事業支給状況（令和7年度実績）

項目	件数	内訳
出生祝金	24件	
結婚祝金	10件	
住宅建設奨励助成金	13件	町分譲地 1件、町分譲地以外 12件
転入奨励助成金	10件	町分譲地 0件、町分譲地以外 10件
子育て助成金	4件	
若者雇用促進助成金	0件	
新規就農商工定住促進助成金	4件	新規就農 4件、新規商工 0件

## 22. おためし暮らし住宅利用状況（令和7年度実績）

利用組数	利用人数	滞在日数
18組	63人	206日

## 23. 地域おこし協力隊着任（令和8年4月1日現在・在任者数21名）

- ①地域デジタル化支援員（セールスマネジメント） 1名  
着任日：令和8年4月1日（水）
- ②地域デジタル化支援員（デジタル体験プログラム） 1名  
着任日：令和8年4月1日（水）

## 24. ビューティーサポートR234による花壇整備事業

- ①令和8年度ビューティーサポートR234立ち上げ会議
  - ・期 日：令和8年4月16日（木）
  - ・場 所：役場 総合庁舎
- ②花壇整備、植栽活動
  - ・期 日：令和8年5月14日（木）
  - ・場 所：国道234号 早来駅前
  - ・参加者：34名

## 25. 安平町地域サポート制度の利用状況

（令和8年6月1日現在）

利用団体数	内 訳
14自治（町内）会	追分第1町内会・追分本町町内会・追分第4町内会・花園町内会・若草町内会・安平第1自治会・守田自治会・東早来自治会・北進自治会・あかね自治会・しらかば自治会・ときわ自治会・あけぼの自治会・さかえ自治会

プロポーザル審査結果の報告（2月～5月）

担 当 課 名	住民サービス課					
業 務 名	安平町ぬくもりセンター管理業務委託					
業 務 の 概 要	役場庁舎機能を有するぬくもりセンターの施設管理業務の実施					
契 約 年 月 日	令和8年3月23日					
契 約 の 相 手 方	株式会社 東洋建物興業 代表取締役 阿部 尚恭					
予 算 科 目	款：民生費、項：社会福祉費、目：ぬくもりセンター施設費、 節：委託料（事業名：ぬくもりセンター施設管理経費）					
契 約 金 額	209,912,285円（税込）					
契 約 期 間	令和8年3月23日 ～ 令和11年3月31日					
履 行 期 間	令和8年4月1日 ～ 令和11年3月31日					
予 算 措 置	当初					
補助事業の有無	無					
事 業 期 間	令和8年度～令和10年度 3年間					
随意契約とした理由	<p>本業務は、町民の健康の増進と保健福祉の向上を図ることを設置目的とし、併せて役場庁舎機能を有するぬくもりセンターの施設管理業務を実施するもの。</p> <p>本業務を遂行するにあたっては、効率的かつ安定した管理運営を行うことができる人的及び物的能力を有する民間事業者のノウハウを必要とすることから、良質な施設管理の確保のための方策とぬくもりの湯の利用促進に向けた技術提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。</p> <p>審査の結果、株式会社東洋建物興業は総合的に優れた技術提案を行ったことから、単独随意契約を行うもの。</p>					
審 査 結 果	業者名	株式会社東洋建物興業	評価点平均	145点	摘要	選定
随意契約とした根拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）					

担 当 課 名	教育委員会事務局					
業 務 名	安平町早来学園まなびお魅力化支援・施設利用調整業務委託					
業 務 の 概 要	早来学園（まなびお）のコンシェルジュ業務及び施設利用調整業務					
契 約 年 月 日	令和8年5月1日					
契 約 の 相 手 方	特定非営利活動法人アビースポーツクラブ 理事長 中村 卓也					
予 算 科 目	款：教育費、項：義務教育学校費、目：学校管理費、節：委託料 （事業名：教育魅力化推進事業）					
契 約 金 額	1, 775, 290円（税込）					
契 約 期 間	令和8年5月1日 ～ 令和9年3月31日					
予 算 措 置	当初・補正					
補 助 事 業 の 有 無	有・無（有の場合、事業名：）					
事 業 期 間	令和8年度～令和8年度 1年間					
随 意 契 約 と し た 理 由	<p>本業務は、早来学園まなびおにおいて、学校と地域を物理的・心理的につなげる人材を常駐させ、地域住民が学校施設を「自分たちの居場所」として捉え、施設の利活用を通じて児童・生徒の育ちを支援する環境を構築することを目的としている。</p> <p>本業務を遂行するにあたっては、高度な技術力や知識、豊富な経験を必要とすることから、技術力、知識、経験及び業務への取り組み姿勢に関する提案を求め、公平性、透明性及び客観性が確保される公募型プロポーザル方式により請負業者の選定を行った。</p> <p>選定の結果、特定非営利活動法人アビースポーツクラブは総合的に優れた提案を行ったことから、単独随意契約を行うもの。</p>					
審 査 結 果	業者名	特定非営利活動法人 アビースポーツクラブ	評価点合計	74点	摘要	選定
随 意 契 約 と し た 根 拠	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定による。 （その性質または目的が競争入札に適しないもの）					

## 【税務住民課】

### 1. 住民基本台帳登録状況

#### (1) 人口・世帯数

(単位：人・戸)

	令和7年度末	令和6年度末	増 減
人 口	7,205	7,206	▲ 1
男	3,623	3,599	24
女	3,582	3,607	▲25
世帯数	4,058	4,004	54

#### (2) 住民票記載・削除

(単位：人)

	記 載				削 除				増減
	転入者	出生者	その他	計	転出者	死亡者	その他	計	
R 7年度	525	22	3	550	435	115	1	551	▲ 1
R 6年度	544	29	2	575	501	152	2	655	▲ 80

### 2. 令和7年度末の外国人住民状況

(単位：人)

オーストラリア	中 国	フランス	韓 国	フィリピン	ミャンマー	ニュージーランド
2	9	1	7	21	7	1
英 国	イ ン ド	ペ ル ー	ベトナム	モンゴル	台 湾	米 国
1	56	3	28	7	1	2
インドネシア	ネパール	パナマ	パラグアイ	パキスタン	アルゼンチン	ブラジル
39	2	5	2	1	3	2
セルビア	バングラデッシュ	カナダ	チェコ	タイ	計	
1	1	1	1	1	205	

### 3. 令和7年度末マイナンバーカード交付状況

7,098枚 (交付率 98.51%)

### 4. 令和7年度末パスポート交付状況

84件(10年用 49件、5年用 35件)

### 5. 令和7年度末コンビニ交付状況

(単位：件)

	町 内				隣接市町	その他 道 内	道 外	計
	遠浅地区	早来地区	安平地区	追分地区				
住 民 票	46	172	21	30	123	79	15	486
印鑑証明書	51	104	14	31	52	38	13	303

※令和6年1月15日からサービス開始

6. 令和7年度末スマホ役場交付状況

(単位：件)

住 民 票	印鑑証明書	戸籍謄本	戸籍抄本	戸籍附票	所得証明	納税証明	計
1	0	1	1	3	0	0	5

※令和6年12月23日からサービス開始

7. 畜犬登録・狂犬病予防注射の実施状況

(単位：頭・%)

	畜 犬 登 録 頭 数	予 防 注 射 実 施 頭 数	実 施 率
R 7 年度	496頭	310頭	62.5%
R 6 年度	497頭	287頭	57.7%

8. 斎場の使用状況

(単位：件)

	早来斎場	追分斎場	計
R 7 年度	21	59	80
R 6 年度	55	48	103

9. 令和7年度末共同墓使用申請件数

13件

内訳：(早来共同墓6件、追分共同墓7件)

10. 令和7年度末合併浄化槽設置整備事業補助件数

3件

内訳：(5人槽：3件)

11. 令和7年度末もやせるごみ用指定ごみ袋支給事業申請件数

130件

内訳：(3歳未満 122件、要介護 8件)

12. 第9回安平町ゼロカーボンシティ推進協議会

・期 日：令和8年1月16日(金)

・場 所：総合庁舎

13. 安平町交通安全指導員会総会

・期 日：令和8年4月2日(木)

・場 所：総合庁舎

14. 第10回安平町ゼロカーボンシティ推進協議会

・期 日：令和8年5月26日(火)

・場 所：総合庁舎

## 【商工観光課】

1. 安平町商工会青年部通常総会
  - ・期 日：令和8年4月17日（金）
  - ・場 所：レストランしばらく
  
2. 第18回あびら夏！うまかまつり実行委員会
  - ・期 日：令和8年4月21日（火）
  - ・場 所：役場総合庁舎
  
3. 第97回安平地区メーデー集会
  - ・期 日：令和8年4月23日（木）
  - ・場 所：労働会館
  
4. ノーザンホースパークマラソン2026
  - ・期 日：令和8年5月17日（日）
  - ・場 所：ノーザンホースパーク
  
5. 東胆振地域ブランド創造協議会総会
  - ・期 日：令和8年5月18日（月）
  - ・場 所：苫小牧市役所
  
6. 安平町商工会通常総会
  - ・期 日：令和8年5月21日（木）
  - ・場 所：追分ふれあいセンターいぶき
  
7. 一般社団法人あびら観光協会定時総会
  - ・期 日：令和8年5月28日（木）
  - ・場 所：レストランわたなべ

## 8. 道の駅あびらD51ステーション入場者数（令和7年度実績及び前年度対比）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和6年度	55,505人	104,398人	76,293人	67,365人	88,954人	73,306人
令和7年度	49,745人	113,844人	75,713人	74,815人	96,413人	69,348人
比 較	▲5,760人	9,446人	▲580人	7,450人	7,459人	▲3,868人

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
57,313人	36,896人	21,214人	19,961人	21,950人	30,763人	653,918人
64,604人	38,640人	21,107人	18,597人	23,398人	38,085人	684,399人
7,291人	1,744人	▲107人	▲1,364人	1,448人	7,322人	30,481人

## 9. ふるさと納税（令和7年度実績）

項 目	令和6年度	令和7年度	比 較
町長おまかせ事業	311,837,037円	382,715,967円	70,878,930円
	21,840件	19,787件	▲2,053件
まちづくりファンド	14,727,000円	10,350,000円	▲4,377,000円
	1,018件	718件	▲300件
ひとつづくり事業	59,758,000円	41,722,100円	▲18,035,900円
	4,069件	2,805件	▲1,264件
まちづくり事業	56,133,200円	52,298,500円	▲3,834,700円
	3,515件	2,946件	▲569件
産業づくり事業	44,119,000円	33,234,000円	▲10,885,000円
	3,006件	2,244件	▲762件
その他事業（※）	—	291,000円	291,000円
	—	21件	21件
合 計	486,574,237円	520,611,567円	34,037,330円
	33,448件	28,521件	▲4,927件

※ 令和7年12月13日に1市4町（安平町・浦河町・新ひだか町・苫小牧市・新冠町）と(株)トラストバンクで締結した「胆振・日高地域振興に関する連携協定」に基づき実施した「ガバメントクラウドファンディング（馬産地自治体による広域連携事業）」に伴う寄附分

## 【産業振興課】

### 1. 農作物の生育状況（胆振農業改良普及センター東胆振支所）

（令和8年6月1日現在）

作物	生育状況及び農作業状況							摘要
	生育概況					生育期節	遅速日数	
	区分	本年	平年差	評価				
水稻	草丈	c m	16.7	0.5	平年並	活着	早1	生育は平年並（早1） 移植作業はほぼ終了している。 移植始5/17（早2） 移植期5/22（早2） 移植終5/29（早1） 活着期5/28（早1） 苗は徒長せず充実度が高いため苗質の良否を変更した。
	葉数	枚	4.5	0.4	やや多い			
	茎数	本/m <sup>2</sup>	91.9	-4.3	やや多い			
	稈長	c m	—	—	—			
	穂数	本/m <sup>2</sup>	—	—	—			
	穂長	c m	—	—	—			
	移植	%	97	—	—			
秋まき 小麦	草丈	c m	73.4	1.1	平年並	出穂	早1	5月下旬の低温により生育がやや緩慢となった。 出穂始5/28（早2） 出穂期5/31（早1） 出穂揃6/2（早1） 生育には場間差がみられる。
	葉数	枚	—	—	—			
	茎数	本/m <sup>2</sup>	1,012	156	多い			
	稈長	c m	—	—	—			
	穂数	本/m <sup>2</sup>	—	—	—			
	穂長	c m	—	—	—			
馬鈴しょ	茎長	c m	9.3	-1.5	短い	萌芽	遅1	植付の遅速により、生育には場間差がみられる。 （遅1）
	茎数	本/m <sup>2</sup>	3.2	-0.5	やや少ない			
	いも数	個/株	—	—	—			
	1個重	g	—	—	—			
大豆	草丈	c m	—	—	—	出芽	遅3	は種作業は順調に終了した。近年の気象条件を踏まえて、は種を遅らせる動きが見られる。 は種終5/31（遅6） 適度な土壌水分により出芽は順調。出芽期5/31（遅3）
	葉数	枚	—	—	—			
	栽植本数	本	—	—	—			
	着莢数	個/m <sup>2</sup>	—	—	—			
	は種	%	100	—	—			
小豆	草丈	c m	—	—	—	—	—	近年の気象条件を踏まえて、は種を遅らせる動きが見られる。 は種期5/31（遅5） は種終6/3（遅1）
	葉数	枚	—	—	—			
	栽植本数	本	—	—	—			
	着莢数	個/m <sup>2</sup>	—	—	—			
は種	%	50	—	—	—	遅1		
てん菜 （直播）	草丈	c m	4.3	-0.7	短い	出芽	早4	生育は早い（早4）
	葉数	枚	3.2	0.7	多い			
	根周	c m	—	—	—			
牧草	1番草丈	c m	76.0	0.3	平年並	—	±0	生育は平年並（±0）
	2番草丈	c m	—	—	—	—	—	
	—	%	—	—	—	—	—	
とうもろこし （サイレージ用）	草丈	c m	13.7	1.0	平年並	出芽	±0	生育は平年並（±0） は種終5/21（±0） 出芽期5/22（±0）
	葉数	枚	3.1	0.2	やや多い			
	稈長	c m	—	—	—			
	は種	%	100	—	—			

## 2. 米の生産調整の実施状況 (計画)

(令和8年5月31日現在) 単位: ha

項目	早来地区			追分地区			合計		
	R8年度	R7年度	増減	R8年度	R7年度	増減	R8年度	R7年度	増減
水田面積	294.75	324.28	▲29.53	245.45	263.08	▲17.63	540.20	587.36	▲47.16
作付面積	134.35	134.61	▲0.26	104.52	119.24	▲14.72	238.87	253.85	▲14.98
転作面積	160.40	189.67	▲29.27	140.93	143.84	▲2.91	301.33	333.51	▲32.18

## 3. メロン初出荷の状況について

### (1) 令和8年産 アサヒメロン

- ・出荷日: 令和8年5月13日(水) \*前年より1日遅
- ・生産者: 2人 (安井貴志氏・正村嘉浩氏)  
(追分アサヒメロン組合(組合長 安井貴志:組合員 26戸))
- ・出荷数等: 8kg入り16ケース (昨年45ケース)
- ・取引価格: 5月15日(木)札幌みらい中央青果に上場され、1ケース(秀5玉)50万4千円を最高値に総額1,487,160円(前年45ケース:2,579,040円)で取引された。

## 4. 安平町旭陽牧場の入牧開始について

- ・入牧開始日: 5月19日(火)～  
※放牧終了予定は10月20日頃 (牧草状況による)。
- ・入牧予定頭数: 乳用牛 2戸 21頭  
肉用牛 2戸 63頭 合計 84頭
- ・牧場面積: 123.55ha

## 5. 有害鳥獣の捕獲状況について(令和8年5月31日現在)

アライグマ: 241頭(早来204頭・追分37頭)  
\*昨年度: 206頭(早来171頭・追分35頭)

## 6. 多面的機能支払交付金の実施状況について

各地区資源保全協議会における実施状況 (令和8年5月31日現在)

地区名	農地維持支払事業及び資源向上支払事業			負担割合	実施期間
	総会日	面積	金額		
安平	R8.4.20	早来地区 3,902ha	早来地区 68,776千円	国 50%	R6年度 から R10年度 まで
瑞穂	R8.4.20				
東早来	R8.4.20				
緑丘・守田	R8.4.20				
北町・富岡・酪農	R8.4.20				
遠浅・新栄・源武	R8.4.20				
旭陽	R8.4.20	追分地区 2,679ha	追分地区 43,835千円	町 25%	
美園	R8.4.16				
明春辺	R8.4.17				
豊栄	R8.4.16				
合計		6,581ha	112,611千円		

## 【建設課】

### 1. 住宅リフォーム助成金

交付決定件数 5件（令和8年5月末現在）

### 2. 公営住宅等管理戸数

令和8年5月末現在

	管理戸数	入居可能戸数	入居戸数
公営住宅	550戸	422戸	327戸
特定公共賃貸住宅	75戸	75戸	65戸
町営住宅	12戸	12戸	11戸
ペット飼育用住宅	13戸	13戸	12戸

### 3. 工事進捗状況について

令和8年5月末現在

工事名	工事費(円)	工期	施工業者	進捗率
土木等工事				
追分市街4号線歩道整備工事【フレックス工期制】	37,400,000	8.5.7 ～ 8.10.30	株式会社森本組	10%
建築等工事				
給食センターLED化工事	20,350,000	8.5.7 ～ 8.8.31	株式会社藤田電気工事	10%
追分地区自治会館エアコン設置工事	5,973,000	8.5.7 ～ 8.8.31	有限会社福田電機商会	10%
早来地区自治会館エアコン設置工事	7,183,000	8.5.7 ～ 8.8.31	株式会社大西電気	10%
追分カームビレッジG棟外壁・屋根改修工事	15,840,000	8.5.19 ～ 8.8.31	有限会社ツキヌキザワ工芸社	5%

※（ ）内は設計変更前の工事費及び工期

## 【健康福祉課】

### 1. 福祉の状況 (4月末現在)

生活保護世帯数		75世帯
身体しょうがい者数		370人
知的しょうがい者数		100人
精神しょうがい者数		48人
ひとり親家庭	母子家庭	57世帯
	父子家庭	0世帯

### 2. 児童手当

#### (1) 認定状況 (5月31日現在)

区 分	4月	5月	合 計
新規認定	4件	2件	6件
額改定	1件	2件	3件
資格喪失	3件	0件	3件

#### (2) 児童手当 (子ども手当含む) 支払状況 (6月期)

区 分	3歳未満	3歳以上中学生	高校生	合 計
第1子	67人	464人	152人	683人
第2子	48人	307人	102人	457人
第3子	23人	158人	6人	187人
合 計	138人	929人	260人	1,327人

### 3. 医療費助成事業受給者数

		令和7年3月末現在	増	減	令和8年3月末現在
子ども医療		756人	0人	10人	746人
重度心身障害	障害	65人	0人	7人	72人
	障老	124人	0人	2人	122人
ひとり親家庭	親	62人	1人	0人	63人
	子	99人	0人	4人	95人

### 4. 国民健康保険 (国民健康保険事業報告による)

		3月末現在
世帯数		944世帯
被保険者数	総数	1,437人
	退職被保険者	0人
	一般被保険者	1,437人
介護保険第2号被保険者数		521人
標準負担額の減額状況		82人

5. 後期高齢者医療 被保険者数(北海道後期高齢者医療広域連合統計資料による)

年齢区分	3月末現在
75歳以上	1,635人
75歳未満	43人
計	1,678人

6. 各種検診及び基本健診等状況 (3月末現在)

検診(健診)名		受診者数
結核検診		455人
基本健診		79人
特定健診		425人
後期高齢者基本健診		370人
成人歯科健診		55人
肝炎ウイルス検査		27人
エキノコックス健診(小学校3年生以上)※ 小3以上の全町民対象の検査は5年に1回実施、令和7年度は全町民対象の年度		1,456人
ピロリ菌検査		38人
健診結果報告会		126人
がん検診	肺がん	615人
	胃がん	393人
	大腸がん	745人
	前立腺がん	217人
	乳がん	435人
	子宮がん	335人
	卵巣エコー検査	327人

7. 母子保健・予防接種事業 (3月末現在)

妊婦健診	実35人
乳児健診	83人
1歳6か月児健診	36人
3歳児健診	54人
5歳児健診	42人
歯科検診・フッ化物塗布	297人
乳児相談	18人
新生児訪問	18人
プレおや教室	10人
予防接種・5種混合ワクチン(4回接種)	101回
予防接種・4種混合ワクチン(4回接種)	10回
予防接種・2種混合ワクチン	39回
予防接種・BCG	26回

予防接種・MRワクチン（小児：2回接種）	80回
予防接種・小児用肺炎球菌ワクチン（4回接種）	103回
予防接種・ヒブワクチン	2回
予防接種・水痘ワクチン	67回
予防接種・B型肝炎ワクチン（3回接種）	74回
予防接種・日本脳炎ワクチン（4回接種）	179回
予防接種・ロタウイルスワクチン（2回接種）	47回
予防接種・子宮頸がんワクチン（3回接種）	40回
風疹抗体検査（成人）	2回
予防接種・MRワクチン（成人）	0回
予防接種・成人用肺炎球菌ワクチン	46回
予防接種・インフルエンザ（中学生以下）	366回
予防接種・インフルエンザ（高校生）	58回
予防接種・インフルエンザ（フルミスト）	43回
予防接種・インフルエンザ（65歳以上）	1,175回
予防接種・新型コロナウイルスワクチン	172回
予防接種・帯状疱疹ワクチン	299回

8. 健康教育事業 (3月末現在)

健康寿命延伸事業 インボディ利用者	延401人
-------------------	-------

9. 介護保険（介護保険事業状況報告による）

(1) 介護保険第1号被保険者数

年齢区分	4月末現在
前期高齢者（65歳以上75歳未満）	960人
後期高齢者（75歳以上）	1,690人
外国人被保険者（再掲）	5人
住所地特例被保険者（再掲）	28人
計	2,650人

(2) 要介護（要支援）認定者数

(単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	117	81	123	55	48	60	45	529
65歳以上75歳未満	4	7	7	3	2	2	2	27
75歳以上	113	74	116	52	46	58	43	502
第2号被保険者	5	3	0	0	0	0	2	10
総数	122	84	123	55	48	60	47	539

(3) 居宅介護（介護予防）サービス受給者数 (単位：人)

	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	合計
第1号被保険者	55	57	74	40	14	20	14	274
第2号被保険者	3	1	0	0	0	0	0	4
総 数	58	58	74	40	14	20	14	278

(4) 施設介護サービス受給者数 (単位：人)

	介護老人福祉施設	介護老人保健施設	介護療養型医療施設	介護医療院	計
第1号被保険者	40	6	0	4	50
第2号被保険者	0	1	0	0	1
総 数	40	7	0	4	51

(5) 地域支援事業状況（包括的支援・任意事業） (4月末現在)

事業名	申請者数等	利用回数等	備考
寝具洗濯乾燥サービス	0人	—	
家族介護支援	0人	—	
家族介護慰労金支給	0人	—	
介護手当支給	6人	—	
介護用品支給	5人	3回	
福祉用具購入助成	0人	—	

## 10. 高齢者福祉

(1) 高齢者数 (4月末現在)

高齢者数	高齢化率
2,654人	36.79%

(2) 在宅高齢者等生活支援事業状況 (4月末現在)

事業名	申請者数等	利用回数等	備考
通院移送車運行(町外)	37人	61回	
外出支援サービス	35人	65回	

(3) 長寿祝金支給事業 (3月末現在)

区 分	対象者
満77歳	129人
満88歳	56人
満99歳	4人
満100歳	3人

(4) 緊急通報システム設置・利用状況 (4月末現在)

	設置台数	救急搬送	相談電話	安否確認電話
3月	100台	2件	9件	98件
4月	102台	0件	19件	92件

(5) 福祉交通助成事業

区 分	対象事由	共通回数乗車券 交付額単価	交付件数	交付額
2月	70歳以上の介護保険料第3段階以下の者	8,250円	0件	0円
	しょうがい者		3件	24,750円
	生活保護		0件	0円
	ひとり親		0件	0円
	満80歳以上		13件	107,250円
3月	70歳以上の介護保険料第3段階以下の者	7,150円	0件	0円
	しょうがい者		1件	7,150円
	生活保護		0件	0円
	ひとり親		0件	0円
	満80歳以上		9件	64,350円
4月	70歳以上の介護保険料第3段階以下の者	5,500円	0件	0円
	しょうがい者		0件	0円
	生活保護		0件	0円
	ひとり親		2件	11,000円
	満80歳以上		7件	38,500円

(6) ふれあい交流館利用状況(実績)

設備名	2月～4月末現在			
	団体数	大人	子供	計
多目的活動室	13	271	132	403
第2活動室	8	197	195	392
第3活動室	2	50	0	50
第4活動室(赤十字)	2	47	0	47
第5活動室	3	120	240	360
陶芸工作室	3	97	0	97
合 計	31	782	567	1349

(7) しののめ交流館利用状況(実績)

設備名	2月～4月末現在			
	団体数	大人	子供	計
多目的活動室(砂付人工芝、土間)	15	153	322	475
作業室及び談話室	0	0	0	0
集会室	2	35	4	39
合 計	19	188	326	514

11. 安平町老人クラブ寿の会総会
  - ・期 日：令和8年4月3日(金)
  - ・場 所：農村文化センター
  
12. 老人クラブ友の会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月5日(日)
  - ・場 所：明春辺会館
  
13. 安平町安平白寿会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月15日(水)
  - ・場 所：安平地区公民館
  
14. 安平町老人クラブ青葉会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月15日(水)
  - ・場 所：青葉会館
  
15. 安平町かしわ会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月16日(木)
  - ・場 所：安平町ふれあい交流会 (みなくる)
  
16. 安平町老人クラブ花若会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月17日(金)
  - ・場 所：花若会館
  
17. 安平町老人クラブ松葉会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月20日(月)
  - ・場 所：老人憩の家
  
18. 安平町人権擁護委員協議会総会
  - ・期 日：令和8年4月21日(火)
  - ・場 所：役場総合庁舎
  
19. 追分更生保護女性会定期総会
  - ・期 日：令和8年4月24日(金)
  - ・場 所：ぬくもりセンター

## 20. 安平町シルバー人材センター定期総代会

- ・期 日：令和8年4月28日(火)
- ・場 所：安平町ふれあい交流会（みなくる）

## 21. 安平町母子寡婦会総会

- ・期 日：令和8年5月9日(土)
- ・場 所：ぬくもりセンター

## 22. 安平町手をつなぐ育成会総会

- ・期 日：令和8年5月11日(月)
- ・場 所：ぬくもりセンター

## 23. 安平町赤十字奉仕団総会

- ・期 日：令和8年5月22日(金)
- ・場 所：役場総合庁舎

## 【住民サービス課】

### 1. ぬくもりの湯入浴者数調（令和7年度実績及び前年度対比）

区 分	4月	5月	6月	7月	8月	9月
令和6年度	4,854人	5,738人	5,111人	5,513人	7,231人	5,623人
令和7年度	4,372人	5,742人	5,476人	6,030人	7,529人	5,120人
比 較	▲482人	4人	365人	517人	298人	▲503人

10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
4,380人	3,968人	4,103人	3,697人	4,127人	4,859人	59,204人
4,973人	4,491人	2,710人	4,982人	4,217人	4,930人	60,572人
593人	523人	▲1,393人	1,285人	90人	71人	1,368人

## 【水道課】

### 1. 工事進捗状況について

令和8年5月末現在

工事名	工事費 (円)	工期	施工業者	進捗率
<b>水道</b>				
北進浄水場系情報収集装置更新工事	39,600,000円	7.7.1 ～ 8.3.26	新栄クリエイト株式会社	100%
基幹導水管路耐震化整備工事	8,646,000円	7.12.18 ～ 8.3.16	有限会社廣和工業	100%
<b>下水道</b>				
追分浄化センター1系曝気装置分解整備	6,050,000円	7.5.1 ～ 8.3.10	水i n gエンジニアリング株式会社北海道支店	100%
早来第1汚水中継ポンプ所外電気機械設備更新工事	49,500,000円	7.9.29 ～ 8.8.31	株式会社錦戸電気	75%

### 2. 業務進捗状況について

令和8年5月末現在

業務名	委託費 (円)	期間	受託業者	進捗率
<b>下水道</b>				
安平町内水浸水想定区域図作成委託業務	15,840,000円	7.5.20 ～ 8.3.10	株式会社ドーコン	100%
安平町早来浄化センター実施設計作成委託に関する協定	14,000,000円 (13,500,000円)	8.3.31	地方共同法人 日本下水道事業団	100%

※ ( ) 内数値は変更後の委託費

## 【教育委員会事務局】

### 《学校教育グループ》

#### 1. 安平町教育委員会の開催

- (1) 第12回教育委員会
  - ・期 日：令和8年2月27日（金）
  - ・場 所：総合庁舎大会議室
- (2) 第13回教育委員会
  - ・期 日：令和8年3月26日（木）
  - ・場 所：総合庁舎中会議室1
- (3) 第1回教育委員会
  - ・期 日：令和8年4月21日（火）
  - ・場 所：総合庁舎大会議室
- (4) 第2回教育委員会
  - ・期 日：令和8年5月11日（月）
  - ・場 所：総合庁舎大会議室
- (5) 第3回教育委員会
  - ・期 日：令和8年5月27日（水）
  - ・場 所：総合庁舎中会議室1

#### 2. 各種会議等の開催、出席状況

- (1) 定例校長等会議
  - ・期 日：令和8年3月2日（月）、4月7日（火）、5月11日（月）
  - ・場 所：総合庁舎議員控室、中会議室1
- (2) 定例教頭会議
  - ・期 日：令和8年3月17日（火）、4月14日（火）、5月19日（火）
  - ・場 所：総合庁舎中会議室1
- (3) 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）
  - ・期 日：令和8年3月3日（火）、3月5日（木）、5月12日（火）、5月13日（水）
  - ・場 所：追分中学校、早来学園、追分公民館

#### 3. 小学校・中学校・高等学校・こども園卒業・卒園式及び入学・入園式

- (1) 卒業・卒園式
  - ・期 日：令和8年3月1日（日）追分高等学校
  - 3月13日（金）追分中学校、早来学園
  - 3月14日（土）おいわけ子ども園、はやきた子ども園
  - 3月18日（水）追分小学校

## (2) 入学・入園式

- ・期 日：令和8年4月8日（水）追分中学校  
4月9日（木）追分小学校、早来学園  
4月10日（金）おいわけ子ども園、はやきた子ども園、  
追分高等学校

## 4. 令和8年度教職員辞令交付式

- (1) 着 任 ・期 日：令和8年4月2日（木）
  - ・場 所：追分公民館
  - ・対 象 者：22名

## 5. 学校修学旅行

- (1) 修学旅行
  - ・期 日：令和8年4月15日（水）～17日（金）追分中学校 ※東京都、神奈川県  
早来学園（9年）※宮城県

## 6. 小・中学校運動会及び体育祭、スポーツフェスティバル

- (1) 体育祭、スポーツフェスティバル
  - ・期 日：令和8年5月23日（土）早来学園（全学年）  
5月29日（金）追分中学校

## 7. 幼稚園・保育所入園状況

(令和8年5月1日現在)

区 分			0歳児	1・2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
はやきた 子ども園	幼稚園部	町内	—	(満3歳) 0人	6人	2人	7人	15人
		町外	—	(満3歳) 0人	10人	8人	9人	27人
	保育園部	町内	0人	19人	26人	23人	26人	94人
		町外	0人	5人	4人	7人	4人	20人
小 計		町内	0人	19人	32人	25人	33人	109人
		町外	0人	5人	14人	15人	13人	47人
		合計	0人	24人	46人	40人	46人	156人
はやきた ゆきだる ま保育園	保育園部	町内	3人	8人	0人	0人	0人	11人
		町外	0人	0人	0人	0人	0人	0人
小 計		合計	3人	8人	0人	0人	0人	11人
おいわけ 子ども園	幼稚園部	町内	—	(満3歳) 0人	0人	2人	3人	5人
		町外	—	(満3歳) 0人	0人	0人	0人	0人
	保育園部	町内	2人	19人	11人	15人	13人	60人
		町外	0人	0人	0人	1人	0人	1人
小 計		町内	2人	19人	11人	17人	16人	65人
		町外	0人	0人	0人	1人	0人	1人
		合計	2人	19人	11人	18人	16人	66人
総 計		町内	5人	46人	43人	42人	49人	185人
		町外	0人	5人	14人	16人	13人	48人
		合計	5人	51人	57人	58人	62人	233人

※町内＝町内在住者の当該園入園者

※町外＝町外在住者（町内非在住者）の当該園入園者

※保育園部における町外者＝広域入所者

## 8. 放課後児童クラブの入所状況

(令和8年5月1日現在)

区 分	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
早来地区	34人	30人	15人	18人	11人	2人	110人
追分地区	8人	5人	15人	4人	2人	4人	38人
合 計	42人	35人	30人	22人	13人	6人	148人

## 9. 教育魅力化推進事業

### (1) 遊育推進事業

#### ①遊育イベント

- ・日 程：令和8年6月実施予定

### (2)

#### ①ワクワク研究所

- ・日 程：令和8年5月12日（火）、5月14日（木）、5月19日（火）、  
5月21日（木）、5月26日（火）、5月28日（木）
- ・場 所：まなびお、ENTRANCE
- ・参加人員：9名

#### ②町外挑戦コース

- ・日 程：令和8年5月30日（土）
- ・会 場：いんくる食堂
- ・参加人員：5名

## 《社会教育グループ》

### 1. 各種会議等の開催

#### (1) 令和7年度 第3回安平町社会教育委員会議

- ・期 日：令和8年2月19日（木）
- ・場 所：役場総合庁舎

#### (2) 令和7年度 第6回スポーツ推進委員会議

- ・期 日：令和8年3月9日（月）
- ・場 所：追分公民館

#### (3) 令和8年度 第1回安平町文化財保護委員会

- ・期 日：令和8年4月15日（水）
- ・場 所：役場総合庁舎

(4) 令和8年度 第1回スポーツ推進委員会議

- ・期 日：令和8年5月18日(月)
- ・場 所：役場総合庁舎

## 2. 子ども文化・スポーツ賞授与式

(1) 子ども文化賞

早来学園

- ・期 日：令和8年3月18日(水)
- ・受 賞 者：池田 蒼佑(5年生) — 写真  
早来学園8年 温室 Wall nestチーム — プレゼンテーション

追分中学校

- ・期 日：令和8年3月19日(木)
- ・受 賞 者：追分中学校2年 グラウンドのクールスポット大作戦チーム  
— プレゼンテーション

(2) 子ども文化奨励賞

早来学園

- ・期 日：令和8年3月18日(水)
- ・受 賞 者：馬場 一花(1年生)、三浦 大和(2年生)、天野 佐亮(3年生)、  
辻村 夏帆(4年生) — 絵

## 3. 各団体総会

(1) 安平町体力づくり推進協議会総会

- ・期 日：令和8年3月30日(月)
- ・場 所：書面会議

(2) 安平町女性団体連絡協議会総会

- ・期 日：令和8年4月17日(金)
- ・場 所：ふれあい交流館みなくる

(3) あびら鉄道交流推進協会「おおぞら会」総会

- ・期 日：令和8年4月19日(日)
- ・場 所：道の駅あびらD51ステーション

(4) 安平町追分SL保存協力会総会

- ・期 日：令和8年4月24日(金)
- ・場 所：居酒屋酔笑

- (5) 安平町文化協会総会
  - ・期 日：令和8年5月11日(月)
  - ・場 所：みなくる
  
- (6) 安平町体育協会総会
  - ・期 日：令和8年5月15日(金)
  - ・場 所：追分ホテルわたなべ

#### 4. 青少年教育

- (1) 子どもチャレンジ塾
  - ①『アイスゲット大会』  
(安平町教育委員会主催、スポーツ推進委員主管事業)
    - ・期 日：令和8年2月7日(土)
    - ・場 所：屋外スケートリンク
    - ・参加人数：児童9名

#### 5. 高齢者教育

- (1) ふれあい大学
  - ①令和7年度第8回学習会
    - ・期 日：令和8年2月12日(木)
    - ・場 所：追分公民館
    - ・内 容：「健康講座」
    - ・参加人数：22名
  
  - ②令和7年度閉講式
    - ・期 日：令和8年3月12日(木)
    - ・場 所：追分公民館
    - ・参加人数：14名
  
  - ③令和8年度開講式&落語
    - ・期 日：令和8年5月14日(木)
    - ・場 所：追分公民館
    - ・参加人数：40名

#### 6. 生涯スポーツ振興事業

- (1) 第20回安平町アイスゲット大会
  - ・期 日：令和8年3月15日(日)
  - ・場 所：スポーツセンター(せいこドーム)
  - ・参加人数：一般の部 8チーム65名

## 7. 国際交流事業

(1) 台湾 台南市安平區安平國民小學訪問団受入事業

- ・期 日：令和8年5月19日（火）・20日（水）
- ・場 所：早来学園、追分小学校、追分中学校
- ・参加人数：284名（訪問団39名、早来学園133名、追分小31名、追分中59名、来賓等22名）

## 8. 家庭教育

(1) 安平町子育て講座「参加日を活用した子育て講座」

- ・期 日：令和8年4月17日（金）
- ・場 所：追分小学校
- ・参加人数：保護者等18名

## 9. ふるさと教育・学社融合事業（主な授業を抜粋）

(1) 追分高等学校「追分高校3年家庭科生活福祉援助技術 高齢者福祉」等

① 3年生選択学習／生活福祉援助技術実習（車いす）

- ・期 日：令和8年4月21日（火）
- ・場 所：追分高校～追分公民館
- ・参加人数：3年生9名

## 10. 体育施設利用状況

(1) 安平山スキー場利用状況(リフト乗降者数)

単位：人

区 分	12月	1月	2月	3月	計
R7年度	0	19,979	18,668	0	38,647
R6年度	0	0	24,214	680	24,894
比 較	0	19,979	▲5,546	▲680	13,753

※R7年度営業期間：令和8年1月17日～令和8年2月25日

(2) 多目的スポーツセンター利用状況

単位：人

区 分	1月末小計	2月	3月	計
R7年度	3,452	418	486	4,356
R6年度	2,516	348	501	3,365
比 較	936	70	▲15	991

(3) スポーツセンター温水プール利用状況

単位：人

区 分	12月末小計	3月	計
R7年度	15,250	1,453	16,703
R6年度	15,398	1,262	16,660
比 較	▲148	191	43

※プール開館期間：令和7年3月1日～11月30日

(4) スポーツセンターアイスアリーナ利用状況 単位：人

区 分	1月末小計	2月	3月	計
R 7年度	22,074	2,108	2,849	27,031
R 6年度	23,373	1,629	2,496	27,498
比 較	▲1,299	479	353	▲467

※アイスアリーナ開館期間：令和8年4月1日～令和8年3月31日  
(リンク整備のため4月17日～5月31日まで閉鎖)

(5) 町民センター合宿利用状況 単位：人

区 分	1月末小計	2月	3月	計
R 7年度	1,920	123	347	2,390
R 6年度	677	44	0	721
比 較	1,243	79	347	1,669

※令和6年度のさかえ合宿所利用状況との比較

令和8年度

# 町政執行方針



安 平 町

# 令和8年度 町政執行方針

令和8年第4回安平町議会定例会の開会にあたり、町政執行において私自身3期目となります向こう4年間に向けた所信と施策の一端を述べさせていただきたいと存じます。

## はじめに

北海道胆振東部地震から更なる復興の歩みを進め、長引くコロナ禍から日常生活を取り戻すことが使命となった2期目の4年間、私は「震災とコロナ禍を乗り越え未来へ飛躍するふるさとづくり」をテーマに町政運営を預かってまいりました。まさに二重の困難を乗り越え、町が本来の活力を取り戻す重要な期間でありましたが、みなさまのご理解やご支援、ご協力により、この間は4年連続で社会人口の増加を果たすことができたうえ、令和7年12月には人口が前年の同時期に比べて20名増加に転じるなど、重要施策として掲げてきました「人口確保対策」の分野では成果が見え始めた4年間となりました。

また、令和4年度からは当町への観光客が年間90万人台に回復し、道の駅では令和7年6月11日に開業後約6年間で来場者400万人を達成、初夏の菜の花シーズンには約7万人の方々が来訪するなど、交流人口や関係人口の面でも増加の傾向が見られました。加えて、子育て・教育分野では義務教育学校として早来学園を開校、人づくり・コミュニティ分野では防災機能を備えた複合施設として早来公民館を改修、健康・福祉分野では地域医療体制構築のために各種支援事業を実施するなど、第2期目の公約の約9割を着実に進めることができました。

日頃より町政運営にご支援ご協力いただいております町民のみなさま、各関係団体、事業者のみなさまに対しましては、改めてこの場を借りて心より感謝申し上げます。

さて、一方で、当町を取り巻く社会情勢に目を向けますと、国際情勢の緊迫化に伴う物資不足や物価高騰が長期化しており、ライフラインの維持や公共施設の管理運営など、自治体経営に多大な影響を及ぼしています。また、国全体で進行する人口減少は、労働力不足や医療・介護サービスの供給体制の維持といった課題を深刻化させており、北海道内においてはJR北海道による黄色線区の維持存続が危ぶまれているなど、多方面にわたり課題が山積し、当町においても予断を許

さない状況が続いております。

このように、先の見通しが極めて難しく、自治体による創意工夫が一層求められる局面の中、これからの4年間再び安平町長として重責を担わせていただくこととなりました。改めて、与えられた使命と責任の重さを再認識いたしますとともに、第3期におきましては「合併20年の節目を迎え、町の課題解決と幸福度を高めるふるさとづくり」をテーマに、地域と民間の力を結集しながら必要な施策を着実に進め、安平町のまちづくりの推進に向けて全力で町政運営に尽くしてまいります。

## 最重要政策について

先行きが不透明な時代に町政運営の舵取りを担うにあたっては、数ある施策の中から優先順位を定め、着実に推進していくことが重要です。この認識のもと、今後4年間の最重要政策として次の3項目を掲げ、まちづくりの主役である町民のみなさまとともに着実に実行してまいります。

### 1. 第3次安平町総合計画の策定と遂行

2017(平成29)年度より推進してまいりました『第2次安平町総合計画』は、今年度をもって計画期間の最終年度を迎えます。すでに、令和7年度に実施した「安平町まちづくり町民アンケート」を皮切りに、様々な場面におきまして意見集約や議論等を進めておりますが、これらの結果を踏まえて現計画の取り組みを総括するとともに、今年度中に『第3次安平町総合計画』の策定を進め、今後の町政運営の指針としてまいります。

### 2. 人口確保対策の展開

公営住宅の解体跡地や民間企業の社員住宅跡地について、民間賃貸住宅の建設誘導や新たな住宅地の分譲地化を検討するとともに、地域における就業や雇用促進策もセットで展開し、住居と就労のバランスに配慮した人口確保策を進めてまいります。

### 3. ゼロカーボンの推進

環境に配慮したエネルギー政策が世界的に重視されている中、震災を経験した当町としてエネルギーの地産地消が重要であるとの認識に立ち、民間の活力を取り込みながら発電・蓄電設備の導入や電力供給体制の構築を図るなど、官民連携によりゼロカーボンの実現をめざしてまいります。

## 第2次安平町総合計画に基づく主要施策

次に、私が掲げた公約について、第2次安平町総合計画の体系に合わせて述べさせていただきます。

### I 子育て・教育

#### 【子どもが飛躍する環境を整えます】

- (1) 追分地区の教育環境につきましては、住民や学校関係者による議論を踏まえ、財政負担とのバランスを考慮しながら、魅力ある環境の整備に向けて検討を進めてまいります。
- (2) 児童生徒の増加により教室が不足する早来学園については、今後の推移などを見ながら最適な教室確保のあり方について検討を進めてまいります。
- (3) 園児・児童生徒数のバランスを視野に、早来地区から追分地区への通学を可能とする「小規模特認校」制度の実施を検討してまいります。
- (4) 地域学校協働本部を基盤に、地域人材や関係団体と連携し、少子化の中でも子どもたちの体験活動や学習活動を支える体制を構築してまいります。
- (5) 地域住民の文化・スポーツ活動を支える運営団体等に対して必要な支援内容や仕組みを具体的に検討し、継続的に支援してまいります。
- (6) 子育て世代への支援の一環として、「こども誰でも通園制度」を導入し、家庭での子育て負担の軽減と子どもの育ちの支援を進めてまいります。

### II 人づくり・コミュニティ

#### 【地域コミュニティを守ります】

- (1) 猛暑化する環境変化に伴い、防災拠点の役場庁舎や地区集会所・自治会館などについて、クーリングシェルターとしての利活用も想定しながら計画的にエアコン設置を進めてまいります。
- (2) 安平・遠浅地区で進められている地区別計画協働実行プランへの支援を継続し、地域が主体となって考案・実践する地域活動を継続的に展開してまいります。また、旧安平小学校跡地の活用について地域からの提案を元に検討を進めてまいります。
- (3) 蒸気機関車「D51 320」をはじめとした鉄道資源については、我が国、

及び北海道の発展を支えてきた貴重な炭鉄港文化の象徴として民間企業やボランティア等と連携しながら適切な保存と活用に努めてまいります。

- ①道の駅に併設している鉄道資料館で蒸気機関車を屋内外へ出し入れする牽引方法について、将来的な更新手段を検討していきます。
- ②旧鉄道資料館や配置車両の保存・活用方法を検討し、地域固有の文化財や郷土資料の伝承に注力します。

### Ⅲ 経済・産業

#### 【産業の活性化・雇用の創出・農業振興を図ります】

- (1) 働き手を求める事業者と求職者の交流や地元学生の就労支援を充実させるため、就職マッチングを創発する協議会を開設し、地域雇用の促進に取り組んでまいります。
  - ①地域活性化起業人と連携し、町内での雇用促進を支える「仮称 あびら雇用創発協議会」の設立に向けた準備を進めます。
  - ②追分高等学校の魅力化事業として、安平町内の企業に卒業生が就職できる取り組みを進めます。
- (2) 持続可能な馬産業の発展と地域振興に着目し、得られたふるさと納税などの寄付金を各種インフラ整備へ優先活用する仕組みづくりを進めてまいります。
  - ①町内の軽種馬企業との連携を深め、馬産地の振興や関係人口の拡大につながる企画を検討していきます。
  - ②胆振・日高の馬産地1市4町で連携協定を締結した民間企業等とも連携を図りながら、競馬ファン向けのふるさと納税返礼品やサービスの開発を継続的に実施していきます。
  - ③軽種馬の搬送車や観光車両等の往来増加を背景に整備が求められている遠浅酪農2号線について、寄付金等の活用も視野に入れながら工期の短縮をめざしていきます。
- (3) 安平町の特色である環境にやさしい農業や有機農業の取り組みを引き続き支援し、基幹産業である農業の力を最大限に引き出してまいります。
- (4) 化学肥料や農薬等を抑制する環境保全型農業の拡大を継続支援するとともに、オーガニック宣言を元に有機農業推進協議会の運営を支援してまいります。
- (5) 昨年度、来場者400万人を突破した道の駅については、引き続き観光団体等との連携により情報発信や通年イベントに注力し、集客や滞在化に努めるとともに、来訪者の町内回遊を促し、町内商店街や地域経済への

波及効果へつなげてまいります。

- (6) 道の駅と民間ワイナリーとの連携を深めるなど、チーズをはじめとする地場素材を付加価値化した特産品開発や販路開拓を支援してまいります。

#### IV 健康・福祉

##### 【高齢化に負けない地域をつくります】

- (1) 地域住民の保健衛生の向上と医療の確保を図るため、医療機関の安定した経営及び運営を支援し、地域の診療体制の存続と充実に努めてまいります。
- (2) 介護福祉士資格の取得やキャリアアップの支援など介護職の裾野拡大に資する取り組みを継続してまいります。
  - ①居宅介護支援事業所の体制強化を図るため、不足している介護支援専門員（ケアマネージャー）の確保策を具体的に検討します。
  - ②安定的な介護事業体制を構築するため、新たな居宅介護事業所の開設に対する支援制度を検討するとともに、介護職員の研修費助成などの支援を講じ、介護人材の確保に努めます。
- (3) 感染症や疾病予防の観点から、高齢者や児童生徒を対象にインフルエンザや新型コロナウイルス、肺炎球菌や帯状疱疹ウイルスなど各種ワクチンの接種機会を継続して町独自に拡大し、町民の健康寿命の向上に努めてまいります。
- (4) 健康寿命延伸のため、高齢者自身が機能維持に取り組める事業を展開するとともに、機能低下後も自分らしい生活を再構築できるよう、町民同士がつながり支えあう共助のしくみづくりを推進してまいります。
- (5) 令和10年度末に閉鎖予定の室蘭開発建設部胆振農業事務所について、町への移管後、社会福祉協議会やシルバー人材センターなど高齢者関連団体の拠点施設として活用する検討を進めてまいります。

#### V 生活環境・生活基盤

##### 【誰もが安心して暮らせる環境を整備します】

- (1) 官民連携で再生可能エネルギーの導入・利活用を進めるとともに、あわせて高断熱・省エネ住宅の普及を支援し、ゼロカーボンの取り組みを推進してまいります。
  - ①地域エネルギー会社と連携し、昨年度採択された重点対策加速化事業を

着実に進めていきます。

- ②早来大町の旧早来中学校仮設校舎跡の分譲地をZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）基準を建築条件とするスマートエコタウンとして分譲販売します。
  - ③省エネルギー性能の高い良質な住宅の供給と子育て世代の定住促進を同時に図るため、追分地区においてもスマートエコタウンの分譲地整備について検討します。
- (2) 太陽光発電施設の設置に関する条例の改正や景観条例の制定を含めた検討を行い、促進地域と抑制地域の明確化を図ってまいります。
  - (3) 町有地の有効活用を念頭に、近隣への進出企業通勤者等を主要ターゲットとした民間アパート建設を支援してまいります。
  - (4) 町道・橋梁や上下水道設備等インフラ設備の老朽化対策は、住民要望や緊急度等を総合的に勘案したうえで計画的に補修や補強工事を行ってまいります。
  - (5) 高齢者などの交通弱者が安心して利用できるよう、鉄道やバス、ハイヤーなど各種移動手段の特性を効果的に組み合わせ、公共交通体系の更なる充実を目指してまいります。
- ①地区によって利用者が減少しているデマンドバスについて、利便性向上に向けた取り組みを進めます。
  - ②デマンドバスやハイヤーの受付・配車管理の効率化や将来的な人材不足に対応するため、AI等を活用したシステムの開発、導入を進めます。
- (6) いわゆる黄色線区としてJR北海道から単独では維持困難とされている室蘭線について、国や北海道、ならびに沿線自治体と連携しながら、存続に向けて引き続き協議してまいります。

## VI 行財政運営

### 【町民の「役に立つ場所」を築きます】

- (1) 商工会が所有する「ふれあいセンターい・ぶ・き」を町へ移管した場合の用途、及び周辺の公共施設との機能分担や統廃合に関する検討を進め、行政改革に努めてまいります。
- (2) 気象の変化や少子化を背景に利用者が減少している追分プール、屋外スケートリンク、安平山スキー場等の公共施設について、関係団体等との協議を踏まえながら休止・廃止を含めた開設方法の見直しを検討してまいります。
- (3) 安平町デジタル・トランスフォーメーション推進計画の着実な実行を

図るとともに、将来的に役場職員が大幅に減少することを見据え、デジタル技術を活用した各種手続きの簡素化、窓口のワンストップ化について継続して検討してまいります。

## むすび

本議会の冒頭において、令和8年度の施策及び今後4年間の町政執行に臨む私の所信の一端を申し述べさせていただきました。

今期は、第2次安平町総合計画を総括し、新たな指針となる第3次安平町総合計画を策定・実行する重要な期間となります。今年度は、現計画の最終年度として掲げた施策を漏れなく完遂するとともに、町民のみなさまや議会との対話を通じ、令和9年度から始まる将来像を定めてまいります。

本町の持続可能な発展に向け、実効性のある施策を着実に推進してまいりますので、町民のみなさまをはじめ、議員のみなさまのご理解とご協力をお願い申し上げます。私の3期目における町政執行方針の結びとさせていただきます。



投資予算一覧 [一般会計]

(単位:千円)

NO	事業名	事業内容	事業費	左の財源内訳									
				国庫支出金	道支出金	地方債	財産収入	寄付金	繰入金	諸収入	使用料等	分担金等	一般財源
<b>V 生活環境・生活基盤</b>													
12	水道未整備地区対応事業	水道未整備地域の飲料用地下水の水質検査費用の一部助成 負担金、補助及び交付金	200										200
13	町道舗装修繕事業	遠浅酪農3号線舗装修繕 工事請負費	8,000										8,000
14	公共施設等マネジメント推進事業	公共施設総合管理計画の改訂、個別計画の策定及び施設老朽化調査の実施 委託料	12,749										12,749
15	追分市街地土地利用現況調査	都市計画区域外である追分地区の都市計画基礎調査 委託料	2,742										2,742
16	ZEH+住宅建設助成事業	早来大町(早来学園前)の町有地の分譲販売に伴う戸建ZEH住宅助成金 負担金、補助及び交付金	3,000							3,000			0
17	民間賃貸共同住宅建設等支援事業	子育て世帯向けの住まいを確保するための、民間賃貸アパートの建設支援・助成 負担金、補助及び交付金	2,000							2,000			0
<b>VI 行財政運営</b>													
18	文書管理適正化支援事業	庁舎内における文書管理適正化支援事業 委託料	3,684										3,684
19	役場庁舎内環境改善事業	総合庁舎・総合支所事務室内エアコンリース *令和8年度は債務負担行為限度額の設定のみ	0										0
20	地域DX推進拠点整備	地域DX推進事業の拠点となっているみなくるへの設備(エアコン)整備 工事請負費	317										317
合 計			70,117	0	0	0	0	0	11,960	0	0	0	58,157

令和 8 年度

# 教育行政執行方針



安 平 町

# 令和 8 年度教育行政執行方針

令和 8 年第 4 回安平町議会定例会の開会にあたり、私の所信と教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

## はじめに

第 4 期安平町生涯学習計画「きょういく」は、「豊かな人が育つまち～自分をつくる、自分を生きる～」を基本理念に掲げ、学校教育のみならず、家庭教育、社会教育、文化、スポーツ、地域活動など、安平町で行われるあらゆる学びを、生涯にわたる「きょういく」として捉え、一人ひとりの育ちと学びを支えるまちづくりを進める計画として策定されました。

安平町ではこれまで、「子どもにやさしいまちづくり事業 (CFCI)」の実践をはじめ、質の高い幼児教育・保育の推進、社会に開かれた教育課程の充実、あびら教育プランの導入と展開、部活動の地域展開による地域クラブ活動への移行など、地域とともに学びを支える取り組みを進めてまいりました。また「あびら教育プラン」につきましては、これまでの放課後における探究的な学びの実践を基盤としながら、学校教育と社会教育を通じた「遊び・学び・挑戦」の循環を大切に、子どもから大人まで、一人ひとりが自分らしく生きることを支える安平町全体の教育理念・学びの枠組みとして、再整理いたしました。

令和 8 年度においては、多様な背景や価値観を持つ人々がともに学び合い、支え合いながら学びを深めていくことができるよう、平和教育や多文化共生、文化財保護などの基本的な考え方を整理するとともに、世代を超えて、地域と学校、放課後や生涯学習活動など、それぞれの学びがゆるやかにつながり合う環境づくりを進めてまいります。

学校教育においては、個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を推進し、子どもたちが主体的に学び続けることのできる探究的な学びの充実を図ってまいります。また、個別に配慮が必要な児童生徒への育ちと学びの機会を保障するための体制を構築してまいります。

教育環境整備については、追分地区・早来地区の教育環境について検討を進めるとともに、気候変動や利用者の減少等により課題がみられる社会体育施設の見直しを検討してまいります。

本年度の教育行政執行方針につきましては、第4期安平町生涯学習計画「きょういく」の考え方にに基づき、従来の「学校教育」「社会教育」という行政分野ごとの整理ではなく、「知ることを学ぶ」「行動することを学ぶ」「共に生きることを学ぶ」「らしく生きることを学ぶ」という「学び」の視点から施策を整理しております。

学校教育と社会教育が「学び」を軸にゆるやかにつながり合い、「遊び・学び・挑戦」の循環を通して、すべての世代の人々が自分らしく生きることができる教育環境づくりを進めてまいります。

## 1. 知ることを学ぶ

### (1) こどもまんなか社会に向けた機運醸成

「子どもにやさしいまちづくり事業（CFCI）」の実践自治体として、様々な場面や方法で子どもの意見を聞く機会を設けるとともに、子ども自身が心身の状態と向き合い、主体的に休養を選択できる環境づくりとして「子ども休暇制度」を導入いたします。

### (2) 子育て・教育にかかる支援

保護者の育児負担の軽減を図るとともに、すべての子どもの育ちを支える良質な成育環境を整備するため「こども誰でも通園制度」を導入いたします。

### (3) 幼児教育・保育

「あびら教育プラン」のスタートとなる幼児教育を小学校以降へつなげていくため、5歳児と小学校1年生の2年間を焦点化した幼保小架け橋プログラムの充実を図ります。

### (4) 初等前期中等教育（小・中学校）

学習指導要領の趣旨の実現に向けた個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実を図るため、ICTの活用や他校の実践を参考にしながら、教師が主体的に授業改善に取り組めるよう、指導・助言と研修機会の充実を図ります。

教育課程の柔軟な編成を可能とする授業時数特例校制度を活用し、安平町の特色である「あびら教育プラン」に基づく探究的な学びを学校教育において展開してまいります。

#### (5) 追分高等学校の魅力化

北海道教育委員会による地学協働まちづくり推進事業である「北海道 MA+CH プロジェクト」に取り組むとともに、就学や資格取得に関わる支援の継続、安平町誘致企業会ならびに安平町に関係する企業との接点を増やす取り組みなどを通して、追分高等学校の魅力化を進めてまいります。

## 2. 行動することを学ぶ

### (1) 社会課題・地域課題解決のための行動や参画

町民一人ひとりの好奇心や関心から町民の社会参加の機会をつくる「共遊（きょうゆう）」事業を通して、人と人との交流や新たな学びにつなげながら、地域や社会への関心を広げてまいります。

### (2) レジリエンスと平和のための教育

安平町がこれまで生涯学習計画や教育目標で掲げてきた平和教育の考え方をより明確に整理し、平和の概念やその教育的意義を町全体で共有するため、基本的な考え方と方向性を整理した「平和教育推進方針（仮称）」を策定いたします。

平和と命の尊さについて学び、深く考える機会として、被爆体験伝承者等派遣事業を活用し、広く児童生徒および町民を対象とした平和教育事業を実施いたします。

## 3. 共に生きることを学ぶ

### (1) 町民活動・社会貢献活動への参加

学校を核とした地域づくり活動となる「あびらコラボセンター（仮称）」の設置に向けて、先進地域から学ぶとともに地域学校協働活動に取り組むコーディネーター養成講座を実施いたします。

### (2) 異なる文化的背景を持つ人々との交流

就業や移住等により異なる文化的背景を持つ人々との関わりが増えていくことから、特定の交流相手との関係に限らず、地域で出会う多様な人々との関わりも含めて、多文化共生の考え方と方向性を整理した「社会教育における多文化共生推進方針（仮称）」を策定いたします。

### (3) 子ども・若者が安全に暮らせる環境づくり

個別に配慮が必要な児童生徒や家庭の養育支援の充実に取り組むため、スクールソーシャルワーカーを配置いたします。また、心身の不調等により登校が難しい児童生徒の育ちと学びを支えるため、「校内支援センター」を設置いたします。

受け入れ超過がみられる早来地区の放課後児童クラブについては、第2学童の開設や移動児童館などの検討を進めてまいります。

## 4. らしく生きることを学ぶ

### (1) スポーツや文化を通じた学び

令和8年度から始まる平日を含めた学校部活動の地域展開への完全移行を支えるとともに、学童期に限らず幼少期から高齢者まで生涯にわたってスポーツや文化に触れられる環境づくりに取り組んでまいります。

### (2) 文化的資源へのアクセス

蒸気機関車「D51 320号機」をはじめ、先人たちが築き上げてきた指定文化財や多様な歴史資源等の文化保護と活用之际、今後のあり方と方向性を整理した「安平町文化財保護推進方針（仮称）」を策定します。

また、SLの保存活用は広域的な歴史資源である日本遺産「炭鉄港」との関連性を踏まえ、民間保有の文化財との連携も含めて地域内外に開かれた資源として位置づけ、取り組んでまいります。

### (3) ライフステージに応じた学び

子ども家庭センターと連携して就学前および学齢期の子育て世代を対象にした子育て講座を実施いたします。また、成人や高齢者を対象に、大学や町外社会教育施設と連携した学びを「ふれあい大学」等で展開し、生涯にわたり、外に開かれた学びの機会をつくります。

## 5. 学びを支える環境づくり

### (1) 学校教育施設の整備検討

児童生徒数の増加により教室が不足する早来学園については、今後の推移などを見ながら、最適な教室確保のあり方について検討を進めます。また、追分地区の学校については、安平町学校施設等長寿命化計画を踏まえつつ、昨年度策定された追分地区の学校のコンセプトである「つくる、つながる、まなばさる」に基づき、魅力ある環

境の整備に向けた検討を進めてまいります。

#### (2) 社会教育施設の見直し

気象の変化や少子化を背景に利用者が減少している追分プール、屋外スケートリンク、安平山スキー場等の公共施設について、関係団体等との協議を踏まえながら休止・廃止を含めた開設方法の見直しを検討してまいります。

#### (3) 小規模特認校制度の検討

園児・児童生徒数のバランスを視野に、小規模の教育環境の特性を生かしつつ、一定規模の集団を維持し、教育活動の安定的実施を図るため、早来地区から追分地区への通学を可能とする「小規模特認校」制度の実施を検討してまいります。

#### (4) 学びを支える大人への支援

子どもたちの育ちや学びを支えるために、教職員のみならず、地域住民、保護者、地域クラブ活動指導者など、多様な大人たちが学び合いながら協働する関係づくりを進めるとともに、研修機会や対話の場の充実等、学びを支える大人たちを支援する環境づくりを進めてまいります。

以上、令和8年度の教育行政の執行に関する基本的な考え方並びに施策の一端について申し上げます。

引き続き、町民の皆様、町議会議員の皆様のご理解とご協力をお願い申し上げ、教育行政執行方針とさせていただきます。

報告第2号

令和7年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

令和7年度安平町一般会計繰越明許費繰越計算書について、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、次のとおり報告する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

令和7年度 安平町繰越明許費繰越計算書

（一般会計）

単位：円

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				一般財源
					特定財源				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			
						国道支出金	地方債	その他	
2.	総務費	民間賃貸共同住宅等建設支援事業	10,500,000	10,500,000					10,500,000
6.	農林水産業費	担い手確保・経営強化支援事業	622,000	622,000		622,000			
6.	農林水産業費	農業水路等長寿命化・防災減災事業	6,500,000	6,500,000		4,485,000	2,000,000		15,000
7.	商工費	物価高騰対策安平町消費拡大地域活性化事業	27,101,000	27,101,000		19,600,000			7,501,000
8.	土木費	2. 道路橋りょう費 追分市街4号線歩道整備事業	38,170,000	38,170,000			38,100,000		70,000
計			82,893,000	82,893,000		24,707,000	40,100,000		18,086,000

令和8年6月23日提出

安平町長 及川 秀一郎

選挙第1号

安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

地方自治法第182条第1項及び第2項の規定により、安平町選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行う。

選挙管理委員 4名


同補充員 4名


諮問第1号

人権擁護委員の推薦について

次の者を推薦したいので、議会の意見を求める。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

- 1 人権擁護委員の任期が満了する委員  
小野寺 捷 令和8年9月30日満了
  
- 2 人権擁護委員に推薦しようとする者  
小野寺 捷 令和8年10月1日

(提案理由)

任期満了に伴う人権擁護委員として、上記の者を推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求めるため提案するものである。

小野寺 捷 氏 略歴

住 所



生年月日



職 業



略 歴



昭和44年5月	追分町役場 勤務
平成4年11月	追分町議会事務局長
平成9年4月	ふるさと活性課長
平成12年5月	総務課長
平成15年12月	追分町役場 退職
平成16年1月	追分商工会事務局長
〃 3月	追分町固定資産評価審査委員
平成18年3月	安平町固定資産評価審査委員
平成20年4月	安平町商工会追分支所長
平成22年3月	安平町商工会 退職
〃 6月	社会福祉法人安平町社会福祉協議会 監事
平成23年12月	社会福祉法人追分あけぼの会 理事
自 平成29年10月	安平町人権擁護委員
至 現 在	
自 令和元年6月	安平町未来創生委員
至 現 在	

<参考資料>

現委員の構成

氏名	住所	性別	年齢	所属政党	任期
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■ ■■■■■■■■■■	■	■	■■■■	自 令和5年10月1日 至 令和8年9月30日
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■	■	■■■■	自 令和6年10月1日 至 令和9年9月30日
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■	■	■■■■	自 令和7年10月1日 至 令和10年9月30日
■■■■■■■■■■	■■■■■■■■■■	■	■	■■■■	自 令和7年10月1日 至 令和10年9月30日

議案第1号

安平町副町長の選任の同意について

次の者を選任したいので、議会の同意を求める。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

安平町副町長に選任しようとする者

木 林 一 雄

(提案理由)

安平町副町長として、上記の者を選任したいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるため提案するものである。

木 林 一 雄 氏 略 歴

住 所

[Redacted]

生年月日

[Redacted]

職 業 地方公務員

略 歴

[Redacted]

[Redacted]

昭和60年4月1日	早来町役場勤務（振興課農政係）
平成8年4月1日	企画課企画調整係長
平成14年4月1日	生活環境課医療年金係長
平成18年3月27日	企画課企画調整係長
平成19年4月1日	企画課主幹
平成24年4月1日	まちづくり推進課課長補佐
平成28年4月1日	教育委員会事務局課長補佐
平成29年4月1日	教育委員会事務局統括参事
平成30年2月1日	教育委員会事務局次長
平成30年4月1日	議会事務局長
令和7年4月1日	政策推進課企画財政担当課長
令和8年4月1日	政策推進課財政担当課長
至 現 在	

## 議案第2号

安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町長等の給与等に関する条例（平成18年安平町条例第41号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

### （提案理由）

本年4月12日に執行された安平町議会議員選挙における町職員のSNSアカウントを通じた投票依頼等の非違行為により、町政に対する信頼を損なうこととなったことに鑑み、町政の責任者である町長及び当該職員配属時の任命権者である教育委員会の実務責任者である教育長の当該事件の責任を明確にするものとし、町長及び教育長において令和8年7月1日から同年7月31日まで、それぞれ給料月額を減額するため、この条例の制定について提案するものである。

安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例

安平町長等の給与等に関する条例（平成18年安平町条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 8 町長の給料月額、別表の規定にかかわらず、次表中欄に定める期間に限り、別表に定める額に次表右欄に定める割合を乗じて得た額とする。ただし、当該期間中において離職する場合における当該離職日の給料月額の算出の基礎となる給料月額は、別表に定める額とする。

附則第8項に次の表を加える。

対象者	期間	割合
町長	令和8年7月1日から 令和8年7月31日まで	100分の90
教育長	令和8年7月1日から 令和8年7月31日まで	100分の90

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

議案第3号

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

令和7年8月7日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正され、通勤のための自動車等を使用する職員に支給する通勤手当の支給上限額を上げるとともに、新たに駐車場等に係る通勤手当を支給することができるよう所要の改正を行うため、この条例の制定について、提案するものである。

第11条に次の7項を加える。

- 4 前項の規定は、新に給与表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員の通勤手当の額の算出について準用する。
- 5 第1項第2号又は第3号に掲げる職員で、自動車等の駐車のための施設（その所在地及び利用形態が規則で定める要件を満たすものに限る。第1号及び第9項において「駐車場」という。）を利用し、その料金を負担することを常例とするもの（規則で定める職員を除く。）の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
  - (1) 駐車場等に係る通勤手当 支給単位期間につき、5,000円を超えない範囲内で1か月当たりの駐車場等の料金に相当する額として規則で定める額
  - (2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前3項の規定による額
- 6 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額、特別料金等相当額をその支給単位の期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）及び前項第1号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、第2項から前項までの規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち、最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。
- 7 通勤手当は、支給単位期間（規則で定める通勤手当にあつては、規則で定める期間）に係る最初の月（当該月に通勤手当を支給することが困難な場合として規則で定める場合にあつては、その翌月）の規則で定める日に支給する。
- 8 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の規則で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規則で定める額を返納させるものとする。
- 9 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規則で定める期間（自動車等及び駐車場等に係る通勤手当にあつては、1か月）をいう。

10 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和8年7月1日から施行する。

## 安平町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の概要について

令和7年8月7日付け人事院勧告に基づき、一般職の職員の給与に関する法律が改正されたことに鑑み、安平町職員の通勤手当の支給上限額の引上げ及び勤務地における駐車場等の利用に対する通勤手当等所要の改正を行うもの。

### 1. 通勤手当の改定

- ① 現在、条例で制定されている通勤手当支給額を規則に委任し、国に準じる内容で規則を改正。  
※給与条例第11条第2項第1号
- ② 自動車等使用者に係る通勤手当額について、月額66,400円を超えない範囲内で使用距離に応じて規則で定める額を支給する。  
※給与条例第11条第2項第2号
- ③ 鉄道及び高速道路等の利用に係る通勤手当額について、特別料金、高速道路等の利用に係る料金に相当する額を支給する。  
※給与条例第11条第3項
- ④ 駐車場等の利用に対する通勤手当を新設。勤務地において駐車場等の使用料が発生する場合、1か月当たり5,000円を上限として通勤手当として支給。  
※給与条例第11条第5項

### 2. 施行期日について

- ▶令和8年7月1日から施行

## 議案第4号

### 安平町印鑑条例の一部を改正する条例の制定について

安平町印鑑条例（平成18年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

#### （提案理由）

印鑑登録証明書の交付申請の添付書類に、特定在留カードまたは特定特別永住者証明書を加えるもの及び電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）改正に伴い、参照元法令の号番号が変わったことにより、この条例について提案するものである

安平町印鑑条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町印鑑条例の一部を改正する条例

安平町印鑑条例（平成18年安平町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第13条第3項中「7項に規定する個人番号カード」の次に「、特定在留カード（出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）第19条の15の2第1項に規定する特定在留カードをいう。）若しくは特定特別永住者証明書（日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成3年法律第71号）第16条の2第1項に規定する特定特別永住者証明書をいう。）（これらのうち、」を加え、「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第5号

安平町基金条例の一部を改正する条例の制定について

安平町基金条例（平成23年安平町条例第16号）の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

学校教育施設の整備に活用するべく必要な事項を定めるため、この条例の制定について、提案するものである。

安平町基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 年 月 日

安平町長 及 川 秀一郎

安平町条例第 号

安平町基金条例の一部を改正する条例

安平町基金条例（平成23年安平町条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項の表安平町企業版ふるさと納税基金の項の次に次のように加える。

安平町学校 教育施設整 備基金	学校教育施設の整備に資す る。	一般会計予算で定める額
-----------------------	--------------------	-------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第6号

道の駅あびらD51ステーションの指定管理者の指定について

次の団体を安平町道の駅の指定管理者に指定したいので、議会の議決を求める。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

道の駅あびらD51ステーションの指定管理者を指定するため、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例第7条第1項の規定により提案するものである。

## 記

- 1 施設の名称 安平町追分柏が丘49番地1  
道の駅あびら D51ステーション
- 2 指定管理者 安平町追分本町5丁目17番地1  
一般社団法人 あびら観光協会  
代表理事 小 林 正 道
- 3 指定の期間 令和9年4月1日から令和14年3月31日まで

# 道の駅あびらD51ステーション

## 指定管理者基本協定書（案）

令和8年 月

安 平 町

## 安平町「道の駅あびらD51ステーション」の管理・運営に関する基本協定書

安平町（以下「甲」という。）と一般社団法人あびら観光協会（以下「乙」という。）は、安平町道の駅条例（平成30年安平町条例第2号。（以下「設置条例」という。）第5条の規定に基づく道の駅あびらD51ステーション（以下「道の駅」という。）の管理・運営にあたり、次のとおり協定を締結する。

### （趣旨）

**第1条** 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安平町条例第22号。以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、道の駅を適正かつ円滑に管理・運営を行うために必要な事項を定めるものとする。

### （公共性及び民間事業の趣旨の尊重）

**第2条** 乙は、設置条例第4条に規定する事業（以下「事業」という。）が同条例第1条に規定する道の駅の設置目的、指定管理者の指定の意義及び道の駅の指定管理者が行う管理・運營業務に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。  
2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。

### （管理の基準）

**第3条** 乙は、本協定、設置条例、手續条例及び関係法令等のほか、道の駅あびらD51ステーション指定管理者業務仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）に従い、管理・運營業務を実施しなければならない。

### （管理物件）

**第4条** 道の駅の管理・運營業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）の内容は、次のとおりとする。

- (1) 敷地面積 7,635.91㎡（指定管理対象外の鉄道資料館部分及び国直轄整備の駐車場敷地を除く。）
- (2) 建物構造 センターハウス 鉄骨造・平屋建  
農産物直売所 木造・平屋建
- (3) 建築面積 1,050.60㎡（指定管理対象外の鉄道資料館部分を除く。）

区 分	詳細区分	面積	備 考
センターハウス	レガシーギャラリー (第2休憩室)	122.40㎡	指定管理対象
	アトリウム (第1休憩室)	340.20㎡	
	エントランスホール	67.74㎡	
	飲食厨房等	172.20㎡	
	特産品販売コーナー	44.21㎡	
	公衆トイレ	96.60㎡	
	事務室	45.25㎡	
	倉庫	16.20㎡	
農産物直売所		145.80㎡	
指定管理対象面積		1,050.6㎡	
S L 車庫棟	鉄道資料館	320.40㎡	指定管理対象外
施設総面積合計 (参考)		1,371.00㎡	

※管理物件に係る全体平面図は、別表1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(事務室等の無償利用)

**第5条** 甲は、管理・運營業務を遂行するため、事務室等は無償で乙に利用させるものとし、乙は甲の指示に従い事務室等を適正に管理するものとする。

(休館日及び開館時間)

**第6条** 道の駅の休館日及び開館時間は、設置条例第7条の規定に基づき、次のとおりとする。

休 館 日	12月31日から翌年の1月3日まで (駐車場及び公衆トイレを除く。)
開館時間	駐車場及び公衆トイレは、24時間の利用に供するものとし、その他は、次のとおりとする。 (1) 夏期 (4月から9月まで) 午前9時から午後6時まで (2) 冬期 (10月から3月まで) 午前9時から午後5時まで

2 道の駅の管理運営上必要があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に休館日又は開館時間を変更することができる。

3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て、冬期における農産物販売施設を休業することができる。

(指定期間)

**第7条** 本協定による指定期間は、令和9年4月1日から令和14年3月31日までとする。

(年度協定)

**第8条** 本協定に定めるもののほか、当該年度における指定管理料の額その他各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。

(年度事業計画書)

**第9条** 乙は、管理・運営業務の実施に当たっては、手続条例第4条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、令和9年度は指定管理開始日前、翌年度以降は当該年度事業開始日前に毎年度甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支計画書

2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議し、その承認を受けなければならない。

(指定管理者が行う管理・運営業務の範囲)

**第10条** 指定管理者が行う管理・運営業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 設置条例第6条各号に掲げる業務
- (2) 前号に附随する次に掲げる業務
  - ア 管理・運営業務に要する物品等の購入事務業務（費用の負担にあつては仕様書に規定するリスク分担表のとおり。）
  - イ 管理・運営業務に関する行事等の企画・実施業務
  - ウ 日常活動の記録及び報告
  - エ 公共料金等の支払い
  - オ その他設置条例第6条第5号に基づく町長が定める業務、第8条に定める年度協定書に規定する業務及び仕様書に定める業務

(会計区分)

**第11条** 事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

(業務の実施)

**第12条** 乙は、本協定、年度協定、仕様書、設置条例及び関係法令等を遵守するとともに、第9条の規定による事業計画書に基づき管理・運営業務を実施するものとする。

- 2 本協定、年度協定、仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、事業計画書、年度協定、本協定、仕様書等の順にその解釈が優先するものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。

(第三者による実施)

**第13条** 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

- 2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用（協議により定める指定管理料が充当される費用を含む。）において行うものとし、管理・運営業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙

が負担するものとする。

(善管注意義務)

**第14条** 乙は、本協定、年度協定及び仕様書等の定めるもののほか、甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、善良なる管理者の注意をもって、道の駅を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。

(道の駅の改修等)

**第15条** 道の駅の修繕、改造、増築等（以下「修繕等」という。）については、仕様書に定めたりスク分担に基づき実施するものとする。

2 道の駅の改修等については、1件の修繕金額の見積もりが1件につき30万円未満（消費税相当額を含む。）のものについては乙が実施するものとし、1件につき30万円以上（消費税相当額を含む。）のものについては甲乙協議した上、修繕等が必要な場合には、甲が実施する。

(甲による物品等の貸与)

**第16条** 甲は、指定期間の開始日までに、乙が道の駅の管理・運營業務を行うために要する物品等を指定し、乙に貸与するものとする。

2 乙は、指定期間中、物品等を常に良好な状態に保つものとする。

3 乙は、故意又は過失により物品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。

4 乙は、物品等が経年劣化等により使用できなくなった場合、甲と乙の協議の上、当該物品等の更新を決定するものとする。

(事故及び緊急事態時の対応)

**第17条** 乙は、道の駅における事故、道の駅の破損その他の事故が発生した場合、又は災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して事故及び緊急事態発生を速やかに通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。

(損害賠償義務)

**第18条** 乙は、道の駅又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めたときは、この限りでない。

(第三者に及ぼした損害の賠償)

**第19条** 乙は、道の駅の管理・運營業務の遂行にあたり、乙の行為が原因で来場者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い、発生した費用を求償することができるものとする。

(指定管理料)

**第20条** 管理・運營業務に係る指定管理料の額は、仕様書に定めた「道の駅あびらD51ステーション第3期指定管理に向けた事前協議終了確認書」(令和8年3月4日協議完了)の協議結果に基づき、甲及び乙による各年度の管理・運營業務に要する費用の算定協議を経て、安平町議会における甲の負担額に係る各年度の予算の議決をもって決定するものとし、第8条に規定する年度協定において定めるものとする。

(利用料金収入の取扱い)

**第21条** 乙は、道の駅に係る利用料金を乙の収入として、收受するものとする。

(利用料金の決定)

**第22条** 利用料金は、乙が設置条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。

(利用料金の減免)

**第23条** 乙は、設置条例第14条第5項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより、設置条例第14条第3項に掲げる施設に係る利用料金を減額し、又は免除するものとする。

- (1) 国又は地方公共団体が行政目的のために行う事業に利用するとき。 免除
- (2) 甲又は乙が主催する道の駅の設置目的のために行う事業に利用するとき。 免除
- (3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるとき。 減額又は免除

(四半期事業報告書)

**第24条** 乙は、次に掲げる事項を記載した4月から起算した四半期事業報告書を、各期の末日終了後15日以内に甲に提出しなければならない。

- (1) 運営・管理業務の実施状況
- (2) 日毎の来場者数
- (3) 道の駅の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金等の収入実績
- (5) 実施した事業の内容及び参加者数
- (6) 利用者等からの苦情及び要望の内容及び対応状況
- (7) 本施設の点検状況
- (8) 業務中における災害状況
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項

(事業報告等)

**第25条** 乙は、手続条例第11条に規定にする事業報告書を作成し、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。

2 前項の事業報告書は、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、道の駅の管理・運營業務の必要となる次に掲げる事項

を記載しなければならない。

- (1) 管理・運營業務の実施状況
- (2) 来場者数
- (3) 道の駅の利用状況に関する事項
- (4) 利用料金等の収入、管理・運營業務に係る経費等の支出等収支状況
- (5) 実施した事業の内容及び参加者数
- (6) 情報公開及び個人情報保護対策の状況

3 乙は、財務諸表等を事業年度終了後、速やかに甲に提出しなければならない。

4 乙は、甲が法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。

5 乙は、道の駅管理・運營業務に合せた経理規程を策定し、経理事務を行うこと。

(業務報告の聴取等)

**第26条** 甲は、道の駅の管理・運営の適正を期するため、乙に対し、その管理・運營業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。

(文書の管理及び保存)

**第27条** 乙は、管理・運營業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び保存期間については、会計区分毎に帳簿及び書類を整理し、第24条及び第25条の規定による事業報告書を提出した日から起算して5年間保存しなければならない。

(情報公開)

**第28条** 乙は、管理・運營業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等であつて、乙が所有しているものの公開については、安平町情報公開条例（平成18年安平町条例第12号）の規定に準拠して文書の公開に努めなければならない。

2 前項の情報公開に当たっては、乙は、甲と協議するものとする。

(個人情報の保護)

**第29条** 乙は、管理・運營業務を行うに当たって知り得た個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に準拠して、乙独自に定める個人情報保護規程に基づき、適正に対応するものとする。

(秘密保持義務)

**第30条** 乙は、管理・運營業務を行うに当たって知り得た個人情報（以下「保有個人情報」という。）を取扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。

2 乙及び管理・運營業務に従事している者（以下「従事者」という。）は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定

の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。

3 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。

(保険)

**第31条** 管理・運營業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 火災保険
- (2) 施設損害保険
- (3) 甲が所有又は管理する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険

2 管理・運營業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。

- (1) 販売行為その他乙における管理・運營業務の遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償・補償保険
- (2) その他事業として必要と認められる保険

3 保険の更新時においては、過去の事故等から保険の内容を見直し、適切な保険に加入しなければならない。

(指定の取消し等)

**第32条** 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理・運營業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 経営状況の悪化等により管理・運營業務を行うことが不可能又は困難になったとき。
- (2) 本協定、年度協定、設置条例、手続条例又は関係法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。
- (3) 指定管理者の指定申請の際に提出した内容に虚偽があると判明したとき。
- (4) 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。
- (5) 組織的な違法行為を行った場合など、道の駅の管理・運營業務を行わせておくことが社会通念上、著しく不相当と判断されたとき。
- (6) 管理・運營業務が行われないうとき。
- (7) その他道の駅の管理・運營業務を行わせておくことが適当でない認められるとき。

2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理・運營業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。

(指定の取消し等による損害賠償)

**第33条** 乙は、前条第1項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。

(事務の引継ぎ)

**第34条** 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、甲及び次の指定管理者に対して、速やかに、かつ、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。

2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、甲と乙の協議の上、決定するものとする。

(原状回復義務)

**第35条** 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理・運営業務を行わなくなったとき又は第32条の規定により指定を取り消されたときは、道の駅の設備及び物品等を甲の指定する期日までに、原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。

2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。

(権限義務の譲渡等)

**第36条** 乙は、本協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。

(業務の範囲以外の業務)

**第37条** 乙は、設置条例第1条に規定する設置目的に合致し、かつ、管理・運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第10条の規定による業務の範囲以外の業務（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。

2 乙は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲に対して、当該自主事業が第10条に規定する業務の範囲以外の業務に該当するかを協議し、甲が業務の範囲以外の業務であると認めた場合には、当該自主事業に係る業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。

(本協定の変更)

**第38条** 業務に関し、前提条件若しくは内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。

(疑義についての協議)

**第39条** 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別の定めのない場合については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙とがそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和8年7月 日

- |     |     |                    |
|-----|-----|--------------------|
| (甲) | 所在地 | 勇払郡安平町早来大町95番地     |
|     | 名 称 | 安平町                |
|     | 代表者 | 安平町長 及 川 秀一郎       |
| (乙) | 所在地 | 勇払郡安平町追分本町5丁目17番地1 |
|     | 名 称 | 一般社団法人あびら観光協会      |
|     | 代表者 | 代表理事 小 林 正 道       |

別紙 1 (基本協定第 3 条関係)

# 道の駅あびら D51ステーション

## 指定管理者業務仕様書

令和 8 年 3 月

安 平 町

## 1 趣旨

道の駅あびら D51ステーション指定管理者応募要項2（2）に基づき、指定管理者が行う業務の内容及びその範囲等をこの仕様書に定める。

## 2 管理運営に関する基本的な考え方

管理運営するに当たり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 道の駅あびら D51ステーション（以下「道の駅」という。）については、資料1の安平町道の駅条例（平成30年安平町条例第2号）に規定する施設の設置目的の実現に向け、同条例に定める施設が行うべき事業を指定管理者が行うものであることを踏まえ、管理運営を行うこと。
- (2) 地域住民や利用者の意見を管理運営に反映させること。
- (3) 個人情報保護には万全を期すること。
- (4) 衛生管理を徹底すること。
- (5) 効率的な運営を行うこと。
- (6) 管理運営費の縮減に努めること。

## 3 法令の遵守

管理業務の遂行にあたっては、次の法令等の内容を理解の上、遵守すること。

- (1) 地方自治法及び労働関係法令
- (2) 安平町道の駅条例
- (3) 安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安平町条例第22号）及び同条例施行規則（平成18年安平町規則第22号）
- (4) その他業務運営管理上必要となる関係法令、条例及び規則

## 4 管理執行体制

指定管理者は、施設を管理運営する当事者としての自覚のもと業務に臨むよう努めること。

- (1) 職員等の配置等に関すること。
  - ア 施設の管理業務を行うための必要な人員を置くこと。また、施設の職員（臨時職員を含む。）の勤務形態等については、労働基準法（昭和22年法律第49号）や労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）等の労働関係法令を遵守すること。
  - イ その他運営に必要な人員又は資格者等は、指定管理者において配置すること。

## 5 業務内容

指定管理者が行う業務は次の業務とする。なお、各種保守管理等で第三者に再委託する項目は、一覧表等により安平町に報告すること。

(1) 事業の実施に伴うこと。〈安平町道の駅条例第4条〉

ア 道路を通行する者に対し、休憩の場を提供すること。

イ 農産物等の特産品、飲食物その他の物品の販売及び提供を行うこと。

(ア) 物品販売及び飲食提供に地元産品を積極的に活用し、普及及び産地育成に努めること。

(イ) 食品等の取扱いに関しては、万全な衛生管理、商品管理を行うこと。

(ウ) 指定管理者は販売商品等の種類及び価格を任意に設定することができる。ただし、一般的な市場価格を考慮した適正な価格とし、施設的美観及び良俗を乱すおそれがあるものについては、販売してはならない。

ウ 観光情報及び地域情報の発信を行うこと。

エ 来場者の交流の機会の提供を行うこと。

オ その他設置の目的を達成するために必要な事業

【基本的な考え方】

指定管理者は、施設利用者の増加等を図るため、積極的に自主事業を企画し、実施するものとする。なお、自主事業は、指定管理者主催の事業であり、実施により得た収益は、指定管理者の収入とする。

【自主事業の内容】

① 原則として安平町道の駅条例第1条に沿ったものであること。

② 地域資源を活用し、町内外に地元産品等をアピールするものであること。

【自主事業実施における注意点】

自主事業を行う場合における安平町への事前承認は不要とするが、まとめた事業報告書において、その概要を報告すること。なお、安平町は、自主事業の実施中であっても、自主事業が本来の施設運営に支障を与えていると判断される場合は、自主事業の改善、中止等を命じる場合がある。

(2) 利用許可及び利用料金等に関すること。〈安平町道の駅条例第8条から第15条まで〉

ア 利用承認等に関すること。

(ア) 施設の利用承認、利用の制限及び利用承認の取消しを行う。

(イ) 附帯設備の管理、操作説明等を行う。

イ 利用料金等に関すること。

(ア) 地方自治法第244条の2第8項に規定する利用料金制度を採用するので、利用者が支払う施設の利用料金を指定管理者の収入とすることができる。

- (イ) 利用者からの利用料金を徴収する。
- (ウ) 施設の利用料金は安平町道の駅条例第14条で定める額の範囲内において、事前に町の承認を得て指定管理者が定めることができる。
- (エ) 条例第14条に規定する利用料金の減免措置を行う。
- (オ) 金額の過誤その他の理由で利用料金の還付が必要になった場合は、還付事務を行う。

ウ 原状回復義務に関すること。

利用者が施設の利用を終了したとき等は原状に回復させ、指定管理者が検査する。

(3) 施設の維持管理に関すること。

ア 施設の清掃業務

施設的环境をより衛生的に保持し、利用者に常に清潔な環境を提供するとともに、建物の耐久化を図るため、清掃を行う。

(ア) 清掃業務の範囲・作業頻度

- ・清掃業務の範囲は、応募要項に定める指定管理区域とするが、道の駅あびらD51ステーションは、鉄道資料館との合築施設であり、一体的な清掃による効率化を図ることを前提として、指定管理区域外を含めた管理を想定し記述する。
- ・日常清掃については休館日を除く毎日、定期清掃については年1回以上実施するものとする。

(イ) 清掃業務における遵守事項

- ・指定管理者は、清掃業務の実施が施設等の利用に支障を与えないよう充分配慮すること。
- ・清掃業務を総括的に実施するため、清掃責任者を選任し、企画、指導及び監督させること。
- ・清掃器具、使用材料は指定管理者の負担とし、作業内容及び建築材料に最も適したものをを用いること。
- ・清掃業務に従事するときは、一定の服装を着用し、指定管理者の作業員であることを明瞭にしなければならない。
- ・清掃業務の実施中に施設や設備・付属品の破損及び取り付けの不備等を発見した場合は、直ちに安全確保のための適切な処置を行うこと。
- ・作業能率や経済効率を理由として、建材の保全性を損なう方法は避けること。
- ・作業機材の放置など、利用者の安全を損ねる作業方法を排除すること。
- ・物品の破損、汚染に注意し、移動できる物品は移動して行うこと。
- ・火気には特に留意し、引火性物質は使用しないこと。
- ・作業者の注意力に依存するだけでは解決できない労働災害多発型作業の排除又は改善を追求すること。
- ・上記の項目を満たした上で作業の能率を向上するための業務改善に努めること。
- ・清掃作業の記録を保存すること。

(ウ) 日常清掃

床面清掃	・床面の光沢、機能が維持できるよう清掃を行う。
各コーナー清掃	・常に気を配り、紙くず、ごみ等がないよう手入れする。 ・産直品・特産物売場の陳列棚及び窓ガラス等のほこり払い、汚れ落としを行い、必要により水拭きを行う。 ・無料休憩コーナーは、常に清潔な状態を保ち、万全な衛生管理を行うこと。
公衆トイレ	・トイレブラシ等を使い、専用の洗剤で洗浄し、洗浄後は良く水で洗い流す。 ・ペーパーの補給、屑入れのごみ類を処理する。 ・洗面台、鏡の清拭をし、手洗い石鹸を補給する。
その他の施設	・駐車場及びその他施設の外周にごみ等がないように注意する。

(エ) 定期清掃

窓ガラス	・洗剤（サッシに有害となるものは不可）で汚れを取り、清掃する。
マット等	・局所的な汚れを除去し、洗剤で洗浄する。
側溝、溜め枘等	・土砂を除去し、除去した土砂等は所定の場所に収集する。
床面	・樹脂及びワックスの塗布及び研磨を行う。

(オ) ごみの処理

- ① 排出するごみは適正に処理すること。
- ② 引火性の廃棄物、使用済乾電池、蛍光灯等の廃棄については特に注意を払うこと。
- ③ ごみの資源化には十分配慮すること。

イ 施設の警備業務

開館時間内は、施設内を適宜巡回し、不審者・不審車両の発見及び進入防止、各室の異常の有無の確認及び各所の火災予防点検を実施するとともに、不審者・不審物を発見した場合は、適切に対応する。また、開館時間外は、機械警備を基本として、必要がある場合には適宜巡回警備を行うこととし、異常の発生に際しては速やかに対応できるよう体制を整える。

ウ 施設の設備等の保守点検業務

本業務は、事故の予防及び各機器の耐久化の向上を図るため、施設の設備等の日常的な運転操作と適切な保守整備を行うとともに法定点検を確実に実施する。また、定期点検、保守管理業務を行った後は、速やかに点検の結果等を記録し、保存すること。

(ア) 自動ドアの保守業務

- ① 日常の動作確認
- ② 各種センサーの動作確認

(イ) 電気設備保守業務

- ① 保安規定に基づく保守点検、非常照明、誘導灯等の点検の点検など
- (ウ) 空調換気設備保守業務 空調関係各機器の運転
  - ① 操作及び運転状態の点検、フィルター洗浄、シーリングファンの点検など
- (エ) 消防設備の保守業務
  - ① 消防法に定める消防用設備等の保守点検（総合点検を4月、機能点検を9月）を行うとともに、施設の安全管理上必要な措置をとること。
- (オ) 外構維持管理業務
  - ① 美観を損なわないよう、適宜、草刈及び剪定を行うこと。
  - ② 冬期間の降雪時には、利用者に支障のないよう駐車場の除排雪を行うこと。
  - ③ 駐車場が混雑時には、交通整理人等の配置など事故防止の措置を講ずること。
  - ④ その他施設（外灯・看板等）についても、故障発生を確認した場合は、速やかに処置すること。
- (カ) その他販売等に使用する機器等の保守点検に関する業務
  - ① 日常的に動作を確認し、使用に支障のない状態を保つこと。
  - ② 定期的な点検（原則年1回）を行うこと。
  - ③ 消耗品等の購入及び補充を行うこと。
- (キ) その他
  - ① 保守点検等の結果、部品の取替、修理等の整備を必要とする場合は、速やかに処置すること。
  - ② 施設設備等の動作不良及び故障発生を確認した場合は、速やかに原因を究明し、対処するとともに、直ちに安平町へ報告すること。

## エ 施設及び備品等の取扱い

- (ア) 備品・消耗品等の取り扱い
  - ① 施設及び備品等については、その使用及び保管に十分注意すること。
  - ② 指定管理期間中、安平町が所有する備品及び用具を無償で貸与する。ただし、安平町所有の備品であっても消耗品類の更新については、指定管理者の負担とする。指定管理者の負担に対する安平町からの指定管理料については、その基本的考え方として、資料2「道の駅あびらD51ステーション第3期指定管理に向けた事前協議終了確認書」（令和8年3月4日協議完了）の協議結果に基づき、その割合を定めている。
  - ③ 安平町が新たに備品を購入したときは、安平町の所有とし、指定管理者自らが購入した備品等については、指定管理者の所有とする。
  - ④ 指定管理者が購入した備品は台帳（電子データ可）により管理すること。

## (イ) 施設及び備品等の保守・管理

- ① 施設の運営に支障をきたさないよう施設及び備品等の保守・管理を行うこと。
- ② 施設及び備品等が破損又は不具合等が発生したときは、速やかに安平町に報告の上、対応すること。

(ウ) 施設及び備品等の修繕

- ① 資料2（詳細②）のリスク分担表に基づき、1件の修繕金額の見積もりが30万円未満（消費税相当額を含む）ものについては、指定管理者において実施するものとし、1件につき30万円以上（消費税相当額を含む）のものについては、安平町と協議した上、修繕等が必要な場合は、安平町が実施する。

オ その他管理運営に必要な業務

- (ア) 帳簿等を管理し、適切な経理事務を行うこと
- (イ) 入退館の管理等を行うとともに、施設利用者数を把握すること。
- (ウ) 指定された時間に諸室及び出入り口等の開錠及び施錠を行うこと。
- (エ) 指定された時間に機械警備の開錠及び施錠を行うこと。
- (オ) 毎年度終了後、60日以内に事業報告書を提出すること。
- (カ) 安平町が求める各種業務報告書・資料（安平町議会事務報告用として概ね4半期ごとの立寄客数など統計資料）に対応すること。
- (キ) 災害発生時及び緊急時における緊急対応を行うこと。（災害等緊急避難者への対応含む。）
- (ク) 駐車場等外構設備の適切な維持管理（敷地内の草刈り・除草、樹木等の剪定、駐車場の除雪を含む。）を行うこと。
- (ケ) 法令に従い、個人情報取り扱いに十分留意し、漏えい、滅失の防止に努めること。
- (コ) その他必要に応じて、町及びその他関係機関と連絡調整すること。

## 6 管理運営経費等について

- (1) 安平町は負担すべき指定管理料を算定し、年度協定書において定める当該年度指定管理料を指定管理者に対して支払うものとする。
- (2) 前項目の指定管理料は、上半期分として4月、下半期として9月の年2回、指定管理者に支払うものとする。

## 7 協議等

指定管理者は、この仕様書に規定するもののほか、指定管理者の業務の内容及び処理について疑義が生じた場合は、安平町と協議し決定するものとする。

## (資料 1)

### 安平町道の駅条例

#### (設置)

第1条 安平町の地域拠点として、質の高い農産品及び特産品、歴史・文化並びにこれらを支える町内外の人々の諸活動を集結し、情報発信することによる相乗効果により、地域全体の価値を高めるとともに、町内外の人々との交流・つながりを生み出し、地域の活性化及び町民生活の向上に寄与するため、安平町道の駅（以下「道の駅」という。）を設置する。

#### (名称及び位置)

第2条 道の駅の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
道の駅あびら D51ステーション	安平町追分柏が丘49番地 1

#### (道の駅に置く施設)

第3条 道の駅に、次に掲げる施設を置く。

- (1) 特産品販売施設
- (2) 農産物販売施設
- (3) 飲食施設
- (4) 休憩施設
- (5) 観光、歴史及び文化に関する情報の提供施設
- (6) 公衆トイレ
- (7) 駐車場
- (8) その他の附帯施設

#### (事業)

第4条 道の駅において行う事業は、次に掲げるものとする。

- (1) 道路を通行する者に対し、休憩の場を提供すること。
- (2) 農産物等の特産品、飲食物その他の物品の販売及び提供を行うこと。
- (3) 観光情報及び地域情報の発信を行うこと。
- (4) 来場者の交流の機会の提供を行うこと。
- (5) その他設置の目的を達成するために必要な事業

#### (指定管理者による管理)

第5条 道の駅の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定による指定を受けた法人その他の団体（以下「指定管理者」という。）に行わせるものとする。

#### (指定管理者が行う業務の範囲)

第6条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

- (1) 第4条各号に掲げる事業の実施に関する業務
- (2) 第8条から第12条までに掲げる業務

- (3) 道の駅の利用料金の収納に関する業務
- (4) 道の駅の施設及び設備（以下「施設等」という。）の維持管理に関する業務
- (5) その他町長が定める業務  
（休館日及び開館時間）

第7条 道の駅の休館日及び開館時間は、次のとおりとする。ただし、指定管理者は、道の駅の管理運営上必要があると認めるときその他特に必要があると認めるときは、町長の承認を得て、臨時に休館日又は開館時間を変更することができる。

休館日	12月31日から翌年の1月3日まで（駐車場及び公衆トイレを除く。）
開館時間	<p>駐車場及び公衆トイレは、24時間の利用に供するものとし、その他は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 夏期（4月から9月まで） 午前9時から午後6時まで</p> <p>(2) 冬期（10月から3月まで） 午前9時から午後5時まで</p>

2 前項の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て、冬期における農産物販売施設を休業することができる。

（利用の承認）

第8条 道の駅の施設等を利用しようとする者（道の駅の設置の目的及び用途を妨げない限度において第3条第2号（前条第2項の規定に基づき冬期休業している場合に限る。）及び第4号から第8号までに掲げる施設の全部又は一部を専用利用する者に限る。次条第1項において同じ。）は、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 指定管理者は、前項の承認をする場合において、道の駅の管理上必要があると認めるときは、同項の承認に条件を付することができる。

（利用の不承認）

第9条 指定管理者は、道の駅の施設等を利用しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項の承認をしてはならない。

- (1) 利用の目的が道の駅の設置の目的に反するとき。
- (2) 公共の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあると認められるとき。
- (3) 施設等を損傷するおそれがあると認められるとき。
- (4) その他道の駅の管理運営上支障があると認められるとき。

（変更の承認）

第10条 第8条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）が利用の内容を変更しようとするときは、指定管理者の承認を受けなければならない。

2 第8条第2項及び前条の規定は、前項の承認について準用する。

（特別の設備）

第11条 利用者は、道の駅の利用に際し、特別の設備を使用しようとするときは、あらかじめ指定管理者の承認を受けなければならない。

（利用承認の取消し等）

第12条 指定管理者は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、第8条第1項の承認（第10条第1項の承認を受けたときは、その変更後のもの。）を取り消し、又はその利用を制限し、若しくは停止することができる。

- (1) この条例及びこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な手段により第8条第1項又は前条第1項の承認を受けたとき。
- (3) 第8条第2項（第10条第2項において準用する場合を含む。）の規定により付された条件に違反したとき。
- (4) 利用の承認を受けた後において、第9条各号のいずれかの規定に違反したとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、管理運営上特に必要があると認めるとき。

（権利の譲渡等の禁止）

第13条 利用者は、道の駅の施設等を利用する権利を譲渡し、若しくは他人に利用させ、又は承認を受けた目的以外に利用してはならない。

（利用料金）

第14条 利用者は、その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を指定管理者に支払わなければならない。

- 2 前項の規定により指定管理者に納められた利用料金は、指定管理者の収入とする。
- 3 利用料金の額は、別表に定める額の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定める。これを変更しようとするときも、同様とする。
- 4 指定管理者は、既納の利用料金を還付しないものとする。ただし、指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金の全部又は一部を還付することができる。
- 5 指定管理者は、規則で定める基準に従い、利用料金を減免することができる。
- 6 利用料金は、指定管理者が定める支払の時期までに支払わなくてはならない。

（原状回復の義務）

第15条 利用者は、道の駅の施設等の利用を終了したとき、又は第12条の規定により施設等の利用の承認を取り消されたときは、直ちにこれを原状に回復しなければならない。ただし、指定管理者の承認を得たときは、この限りでない。

（入場の制限）

第16条 指定管理者は、道の駅の管理運営上支障があると認めるときは、道の駅の来場者に対し、入場を禁止し、又は退場を命ずることができる。

（損害賠償の義務）

第17条 利用者及び来場者は、道の駅の施設等を損傷し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

- 2 町長は、道の駅の施設等の利用者及び来場者の責めに帰することができない特別の事情があると認めるときは、前項の規定による賠償の全額又は一部を免除することができる。

（町長による管理）

第18条 第5条の規定にかかわらず、町長は、やむを得ない事情があると認めるときは、道の駅の管理に

係る業務を行うことができる。

- 2 前項の規定により町長が道の駅の管理を行う場合においては、第7条第1項中「指定管理者」とあるのは「町長」と、「ときは、町長の承認を得て」とあるのは「ときは」と、同条第2項中「指定管理者は、町長の承認を得て」とあるのは「町長は」と、第8条から第12条までの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第14条第1項中「その利用に係る料金（以下「利用料金」という。）」とあるのは「別表に定める額の範囲内において町長が定める額の使用料」と、「指定管理者」とあるのは「町長」と、同条第4項から第6項までの規定中「指定管理者」とあるのは「町長」と、第15条及び第16条中「指定管理者」とあるのは「町長」とし、第14条第2項及び第3項の規定は、適用しない。

(委任)

第19条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から起算して3月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(準備行為)

- 2 町長は、この条例の施行の前日においても、地方自治法第244条の2第3項の規定による指定に係る手続その他の準備行為を行うことができる。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(安平町鉄道資料館条例の一部改正)

- 2 安平町鉄道資料館条例（平成30年安平町条例第17号）の一部を次のように改正する。

附 則（令和6年3月18日安平町条例第7号）

この条例等は、令和6年4月1日から施行する。

別表（第14条関係）

区 分	金 額	備 考
商業行為を伴わない屋内利用 (雁木部分を含む。)	1平方メートル当たり100円	日額
商業行為を伴わない屋外利用	1平方メートル当たり6円	日額

(資料 2)

「道の駅あびらD51ステーション第3期指定管理に向けた事前協議終了確認書」(令和8年3月4日協議完了)より抜粋

(1) 運営手法に関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 道の駅の運営手法に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 指定管理者方式による運営とする。</li> <li>◆ 第3期指定管理期間は5年間とする。</li> <li>◆ 第3期指定管理期間の指定管理料は、第2期指定管理期間における施設管理費の実績を基本として算定し、事前協議で合意した金額を上限に令和9年度当初予算計上までに決定する。</li> <li>◆ 第3期指定管理期間の各年度における指定管理料については、前年度実績に基づいて毎年検証を行い、債務負担行為額と大幅な金額差が生じる場合は必要な調整を行い、各年度の指定管理料は年度協定で定める。</li> </ul>
イ 公的部門の業務範囲に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 原則、営業部門に要する経費は指定管理者が賄う</li> <li>◆ 共用部分(無料休憩コーナー等)の経費負担額は公的スペースと営業スペースの面積割合から算出(詳細①参照) 【公的スペース:約60% 営業スペース:約40%】</li> <li>◆ 道の駅の指定管理範囲は、教育委員会が所管する鉄道資料館やSL広場を除く、センターハウス棟と農産物直売所棟とする。(指定管理範囲は別図のとおり)</li> </ul>
ウ 営業部門(農産物直売所を除く)の採算性の検討に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 運営側の自由度と収益性の高さに加え、経済の町内循環を考慮し、営業部門は「直営方式」とする。</li> <li>◆ 営業部門の支出超過に対して町は補てんしない。ただし、商品開発業務のほか、休業要請等の不可抗力に起因する状況に対しては、町の政策方針や他の施設とのバランスなどを考慮の上、必要となる支援策の検討を行う。</li> </ul>
エ 農産物直売所の運営組織に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 農産物直売所は、業者育成や新規就農の促進、6次産業化の推進など当町の農業振興上極めて重要な施設であることから、その運営にあっては、既存の「農産物直売所生産者協議会」からの商品供給を原則とし、指定管理者が同協議会と連携・発展を目指すものとする。</li> <li>◆ 農産物直売所の販売方式は指定管理者による委託販売方式とし、その手数料率は同協議会と指定管理者の協議により定める。ただし、必要な場合は両者協議により変更することができる。</li> </ul>
オ 観光案内窓口業務に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆ 町のゲートウェイ機能を持つ道の駅として、各種観光情報の案内や既設ホームページ等をとおした情報発信は、通常業務の中で行う。</li> <li>◆ 来訪者や電話問合せ者への観光案内業務は、あびら観光協会事務局や道の駅スタッフで対応するが、繁忙期にはボランティアスタッフの協力も得ながら対応する。</li> </ul>

(2) 運営人員に関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 職員配置に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆道の駅で雇用する支配人、正規従業員、パート、臨時従業員に要する経費は、指定管理者が負担する。</li> <li>◆支配人に関しては、行政経験者以外の者（内部人材を含む）を配置するものとし、民間経験者のノウハウを活かした魅力的な施設づくりを進めていく。</li> <li>◆町は、魅力的な施設づくりに向け、必要に応じて専門的な知識を有するアドバイザー等による助言等の側面支援を行う。</li> </ul>

(3) 責任分担協議に関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 施設・設備の修繕に関すること（初期投資）。	◆施設や附帯設備の修繕については、「リスク分担表」 <u>（詳細②参照）</u> をもとに負担者等を決定する。
イ 施設備品の修繕、更新に関すること。	◆施設備品の修繕、更新については、「リスク分担表」 <u>（詳細②参照）</u> をもとに負担者等を決定する。
ウ 施設の改造、備品の追加に関すること（運営後投資）。	◆開業後、運営者が営業拡大に向けた施設の改造や什器備品を設置した場合は、設置経費、修繕経費とも運営者の負担とする。
エ 維持管理経費の経費負担に関すること。	<p>〔(1) イー再掲〕</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◆原則、営業部門に要する経費は指定管理者が賄う。</li> <li>◆供用部分（無料休憩コーナー等）の経費負担額は公的スペースと営業スペースの面積割合から算出。 【公的スペース：約60% 営業スペース：約40%】</li> <li>◆道の駅の指定管理範囲は、教育委員会が所管する鉄道資料館やSL広場を除く、センターハウス棟と農産物直売所棟とする。</li> <li>◆町にて、年間固定経費（維持管理経費）を25,252千円と算出<u>（詳細③参照）</u></li> <li>◆上記の固定経費をもとに、現段階での町と運営者の経費負担額（想定額）を算出。<u>（詳細④参照）</u> 【町負担額：13,728千円 運営者：9,672千円】</li> <li>◆町負担額は、上記金額を上限に令和9年度当初予算計上の段階で決定する。</li> </ul>
オ 各種保険の加入に関すること。	<ul style="list-style-type: none"> <li>◆施設保険として、火災保険や賠償責任保険は町で対応</li> <li>◆販売商品に関する賠償責任保険は、運営者や販売者で対応</li> </ul>

(4) 特産品、販売品の開発等に関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 道の駅の地域特産品開発に関すること。	◆町による補助制度を活用しながら、両者共同による商品開発を進めていく。
イ 販売商品に関すること。	◆地場産品の集結という道の駅のコネクトどおり、町内事業者の商品や地場産素材を活用した商品、D51ステーションに由来する特産品などを中心に取りそろえる。

(5) 道の駅のPR、魅力づくりに関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 道の駅の外部に対する情報発信の運営・管理に関すること。	◆既設のホームページはもとより、町と観光協会がそれぞれ有する媒体、手法、予算を用いながら、積極的に情報発信する。
イ 冬の集客に関すること。	◆柏が丘公園との相乗効果により、冬場の集客に努めるとともに、閑散期対策として冬季メニューの提供やイベントの開催を行う。

(6) 道の駅の施設整備・レイアウト等に関すること。

協議項目	協議が完了した内容
ア 事務室スペースの活用に関する協議に関すること。	◆あびら観光協会が道の駅事務所、スタッフ作業場、バックヤードとして使用する。
イ 道の駅内のレイアウト協議に関すること。	◆駅舎のレトロ感を表現する施設コンセプトを保持するため、色調や照明、掲示物の設置場所等に配慮した施設管理を行う。

(詳細①)

(1) 運営手法に関すること。 イ 公的部門の業務範囲に関すること。

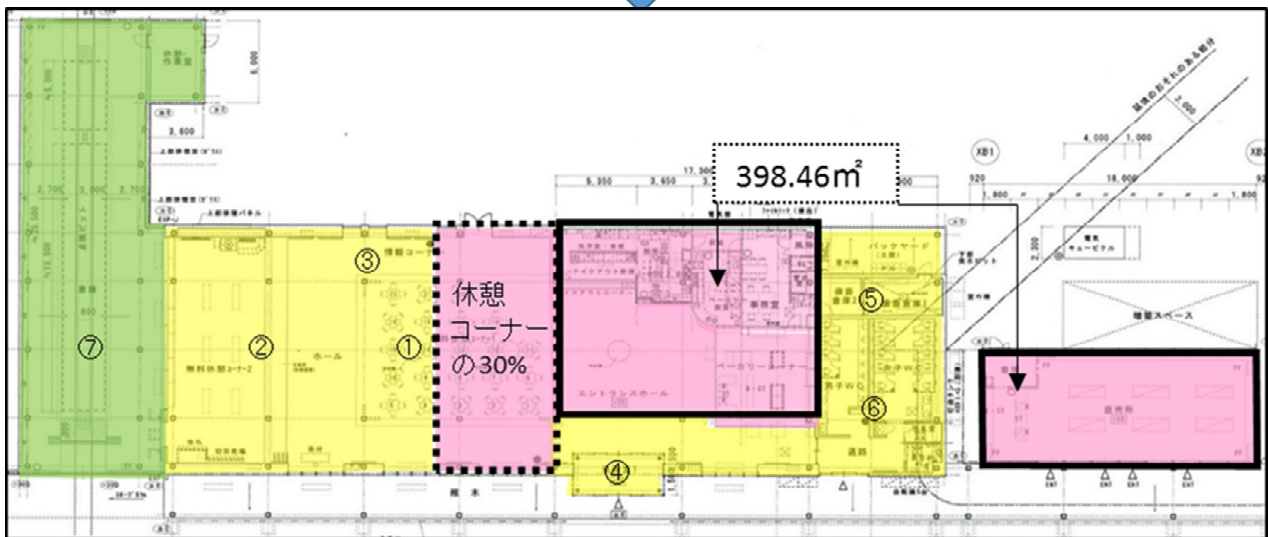
■ 公的スペースと営業スペースの面積割合

道の駅 各コーナーの面積

	コーナー名	面積		
		全体	休憩・トイレ SL など	営業 & 事務室
①	無料休憩コーナー①	530.34	○	
②	無料休憩コーナー②			
③	情報コーナー			
④	風除室含むエントランス			
⑤	防災倉庫	25.20	○	
⑥	24Hトイレ	96.60	○	
⑦	SL倉庫	320.40	○	
⑧	事務室	36.25		○
⑨	テイクアウトコーナー	216.41		○
⑩	ペーカリーコーナー			○
⑪	特産品コーナー			○
⑫	農産物直売所			○
面積計		1371.00	972.54	398.46
面積割合(≒%)			70.00	30.00

営業スペースの面積は、施設全体の30%

ただし、無料休憩コーナー①②も飲食スペースとして利用されるため、一部を営業スペースとみなす。無料休憩コーナーの面積に対する30%を営業スペースに換算。



	面積	割合
公的スペース	813.44m <sup>2</sup>	60%
営業スペース	557.56m <sup>2</sup>	40%
計	1371.00m <sup>2</sup>	

【公的スペース：約60%】

【営業スペース：約40%】

(詳細②)

(3) 責任分担協議に関すること。

ア 施設・設備の修繕に関すること。

イ 施設備品の修繕、更新に関すること。

【経費負担 リスク分担表】

種 類	内 容	負担者	
		町	指定管理者
1 収支欠損	営業部門における経費の増加、収入の減少 (⇒ テイクアウト、ベーカリー、特産品、農直の収入減)		○
2 業務内容の変更	行政上の理由による業務内容の変更による経費の増加 (⇒ 管理箇所の拡大による人件費の増加 など)	○	
	指定管理者の提案に基づく、オープン後の業務内容の変更に伴う経費の増加 (⇒ 新規メニューの販売に伴う機材購入 など)		○
3 災害時 等	不可抗力に伴う施設・設備の復旧経費 (⇒ 地震、台風などの天災)	○	
	不可抗力に伴う事業の中断 (⇒ 一時避難所の開設 など)	○	
4 施設や備品の損傷等による修繕	指定管理者の管理瑕疵や過失による、施設・設備の損傷や修繕費用の増加 (⇒ 従業員の不注意による破損、修繕 など)	△	△
	指定管理者の管理瑕疵や過失によらない、施設・設備・備品の損傷や修繕費用等で1件 30万円以上 のもの (⇒ 経年劣化等による大規模修繕)	○	
	指定管理者の管理瑕疵や過失によらない、施設・設備・備品の損傷や修繕費用等で1件 30万円未満 のもの (⇒ 経年劣化等による小規模修繕)		○
	指定管理者の瑕疵や過失によらない、施設・設備・備品の損傷に伴う修繕等に伴う事業の中断等 (⇒ 経年劣化等による営業の中断)	△	△
5 第三者への賠償	施設利用者に損害が生じた場合 (⇒ 施設内での転倒によるケガ～公共施設賠償保険) (⇒ 飲食物による体調不良 ～食品衛生保険)	△	△

(詳細③)

(3) 責任分担協議に関すること。 エ 維持管理経費の経費負担に関すること。

項目		単位	数量	単価	金額	該当エリアなど	負担区分
光熱水費	電気料金				9,275,000		
	営業スペース (4割)	年	1	3,918,000	3,918,000	ベーカリー・特産品・農直など	指定管理者
	公的スペース (6割)	年	1	5,142,000	5,142,000	休憩コーナー・トイレなど	町
	鉄道資料館 (SL倉庫)	年	1	215,000	215,000	鉄道資料館	教委委託
	プロパンガス				1,650,000		
	テイクアウト厨房	m	3000	500	1,650,000		指定管理者
	水道使用料				794,000		
	ベーカリー厨房		1	35,000	35,000		指定管理者
	農産物直売所		1	23,000	23,000		指定管理者
	24時間トイレ		1	588,000	588,000		町
	テイクアウト厨房		1	148,000	148,000		指定管理者
	下水道使用料				682,000		
	ベーカリー厨房		1	20,000	20,000		指定管理者
	農産物直売所		1	11,000	11,000		指定管理者
	24時間トイレ		1	523,000	523,000		町
	テイクアウト厨房		1	128,000	128,000		指定管理者
施設内暖房用灯油				478,000			
センターハウス・農産物直売所		2850	124	353,400	公共施設維持管理	町	
鉄道資料館 (SL倉庫)		1005	124	124,620	鉄道資料館	教委委託	
計					12,879,000		
消耗品	24時間トイレ消耗品				508,000		
	トイレトーパー	個	1016	500	508,000	公共施設維持管理	町
計					508,000		
保守料	自家用電気工作物手検料	回	1	328,680	329,000	公共施設維持管理	町
	消防設備点検料	回	1	44,220	45,000	公共施設維持管理	町
	自動ドア点検料	回	2	79,200	159,000	公共施設維持管理	町
	機械警備点検料	月	12	9,000	119,000	公的:営業=6:4の面積按分	町・指定管理者
	換気システム (ロスナイ) 点検料	回	1	374,000	374,000	公共施設維持管理	町
	シーリングファン点検料	回	1	250,000	250,000	公的:営業=6:4の面積按分	町・指定管理者
計					1,276,000		
リース料	コンテナ冷凍庫				1,848,000		
	コンテナ	月	12	154,000	1,848,000	営業用商品の保管庫	指定管理者
	レンタルマット				837,000		
	各種マット	式	1	837,000	837,000	設置場所によって公的・営業	町・指定管理者
計					2,685,000		
委託料	施設内清掃業務委託	式	1	4,423,555	4,435,000	公的:営業=6:4の面積按分 鉄道資料館は教委業務委託	町・指定管理者・教委
	施設内ガラス清掃業務委託	年	1	110,000	110,000	公共施設維持管理	町
	施設内床ワックス清掃委託	回	3	99,000	297,000	公的:営業=6:4の面積按分	町・指定管理者
	施設除雪委託	年	1	1,225,000	1,225,000	公共施設維持管理 (ホイールローダー レンタルは指定管理者)	町・指定管理者
	外構草刈業務委託	年	1	1,682,000	1,682,000	公共施設維持管理	町・教委
	駐車場等清掃業務委託	年	1	155,000	155,000	公的:営業=6:4の面積按分	町・指定管理者
計					7,904,000		
施設維持管理経費 合計					25,252,000		

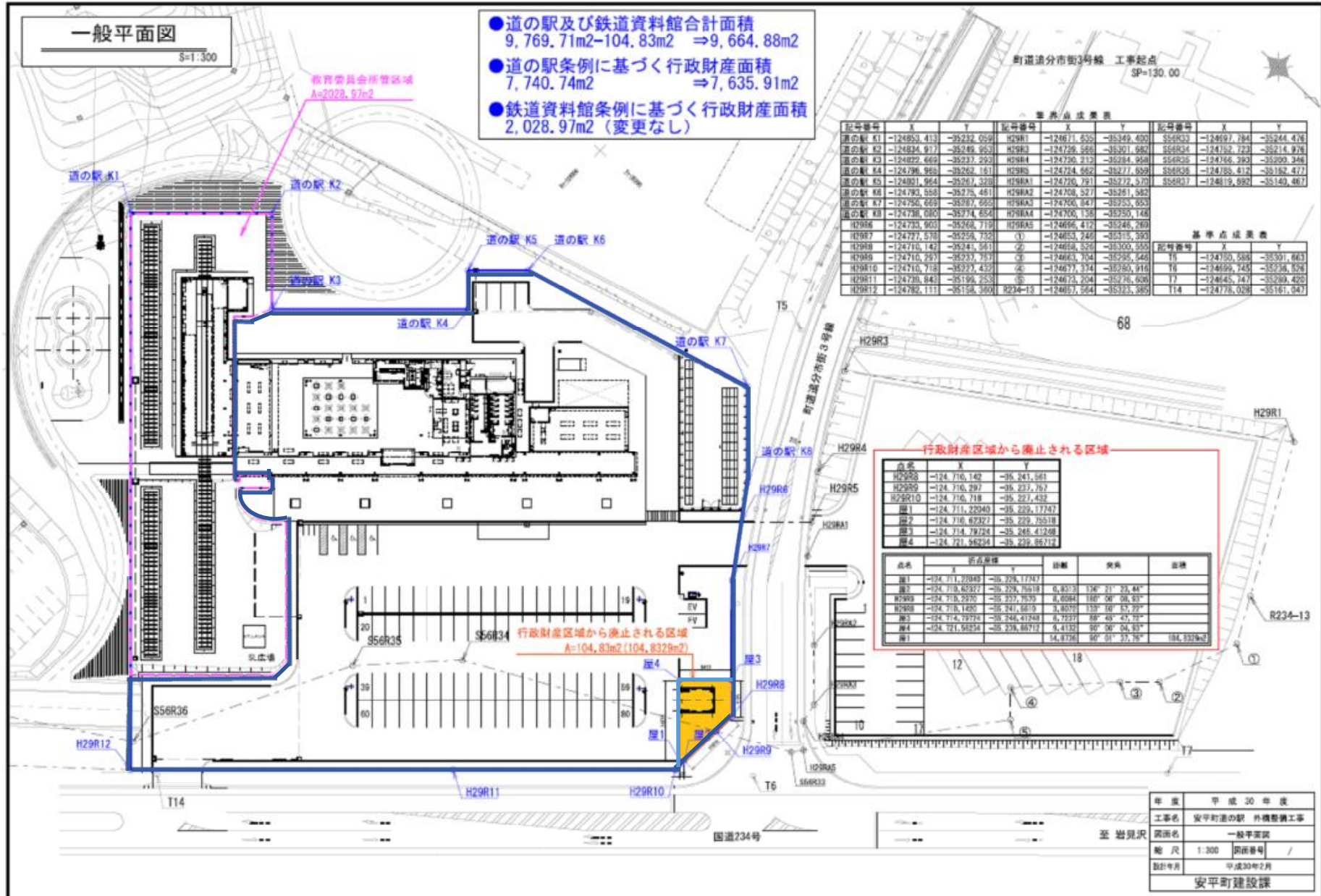
(詳細④)

(3) 責任分担協議に関すること。 エ 維持管理経費の経費負担に関すること。

観光協会 予算項目	詳細名	第2期 指定管理料	第3期 指定管理料
光熱水費	電気料	4,089,000円	5,142,000円
	上下水道料	914,000円	1,111,000円
	プロパンガス		
	灯油	731,000円	353,000円
消耗品費	トイレ消耗品	400,000円	508,000円
保守料	自家用電気工作物点検	262,000円	329,000円
	消防設備点検	89,000円	45,000円
	自動ドア	159,000円	159,000円
	機械警備	71,000円	71,000円
	急速充電器保守点検	185,000円	
	施設換気システム清掃点検	385,000円	374,000円
	シーリングファン点検		150,000円
リース料	コンテナ冷凍庫リース		
	館内マットレンタル	378,000円	666,000円
委託料	施設内清掃業務委託	2,000,000円	2,622,000円
	施設内ガラス清掃業務委託	152,000円	110,000円
	施設内床ワックス清掃業務委託	388,000円	205,000円
	施設除雪業務委託	790,000円	730,000円
	外構草刈業務委託	1,559,000円	1,060,000円
	駐車場等清掃業務委託	166,000円	93,000円
	計	12,718,000円	13,728,000円

【別図】

道の駅あびらD51ステーション 指定管理区域 (指定管理対象面積7,635.91㎡(全体9,769.71㎡-鉄道資料館2,028.97㎡-廃止区域104.83㎡))



新（第3期指定管理）	旧（第2期指定管理）
<p>安平町「道の駅あびら D51 ステーション」の管理・運営に関する基本協定書</p> <p>安平町（以下「甲」という。）と一般社団法人あびら観光協会（以下「乙」という。）は、安平町道の駅条例（平成30年安平町条例第2号。（以下「設置条例」という。）第5条の規定に基づく道の駅あびら D51 ステーション（以下「道の駅」という。）の管理・運営にあたり、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安平町条例第22号。以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、道の駅を適正かつ円滑に管理・運営を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）</p> <p><b>第2条</b> 乙は、設置条例第4条に規定する事業（以下「事業」という。）が同条例第1条に規定する道の駅の設置目的、指定管理者の指定の意義及び道の駅の指定管理者が行う管理・運営業務に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。</p> <p>2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。</p> <p>（管理の基準）</p> <p><b>第3条</b> 乙は、本協定、設置条例、手續条例及び関係法令等のほか、道の駅あびらD51 ステーション指定管理者業務仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）に従い、管理・運営業務を実施しなければならない。</p> <p>（管理物件）</p> <p><b>第4条</b> 道の駅の管理・運営業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 敷地面積 <b>7,635.91 m<sup>2</sup></b>（指定管理対象外の鉄道資料館部分及び国直轄整備の駐車場敷地を除く。）</p> <p>(2) 建物構造 センターハウス 鉄骨造・平屋建 農産物直売所 木造・平屋建</p> <p>(3) 建築面積 1,050.60 m<sup>2</sup>（指定管理対象外の鉄道資料館部分を除く。）</p>	<p>安平町「道の駅あびら D51 ステーション」の管理・運営に関する基本協定書</p> <p>安平町（以下「甲」という。）と一般社団法人あびら観光協会（以下「乙」という。）は、安平町道の駅条例（平成30年安平町条例第2号。（以下「設置条例」という。）第5条の規定に基づく道の駅あびら D51 ステーション（以下「道の駅」という。）の管理・運営にあたり、次のとおり協定を締結する。</p> <p>（趣旨）</p> <p><b>第1条</b> 本協定は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第244条の2第3項及び安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成18年安平町条例第22号。以下「手續条例」という。）第7条の規定に基づき指定管理者として指定された乙と甲が相互に協力し、道の駅を適正かつ円滑に管理・運営を行うために必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（公共性及び民間事業の趣旨の尊重）</p> <p><b>第2条</b> 乙は、設置条例第4条に規定する事業（以下「事業」という。）が同条例第1条に規定する道の駅の設置目的、指定管理者の指定の意義及び道の駅の指定管理者が行う管理・運営業務に求められる公共性を十分に理解し、その趣旨を尊重するものとする。</p> <p>2 甲は、事業が民間事業者によって実施されるものであることを十分理解し、対等な立場に立ってその趣旨を尊重するものとする。</p> <p>（管理の基準）</p> <p><b>第3条</b> 乙は、本協定、設置条例、手續条例及び関係法令等のほか、道の駅あびらD51 ステーション指定管理者業務仕様書（別紙1）（以下「仕様書」という。）に従い、管理・運営業務を実施しなければならない。</p> <p>（管理物件）</p> <p><b>第4条</b> 道の駅の管理・運営業務の対象となる物件（以下「管理物件」という。）の内容は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 敷地面積 <b>7,740.74 m<sup>2</sup></b>（指定管理対象外の鉄道資料館部分及び国直轄整備の駐車場敷地を除く。）</p> <p>(2) 建物構造 センターハウス 鉄骨造・平屋建 農産物直売所 木造・平屋建</p> <p>(3) 建築面積 1,050.60 m<sup>2</sup>（指定管理対象外の鉄道資料館部分を除く。）</p>

区 分	詳細区分	面積	備 考
センターハウス	レガシーギャラリー(第2休憩室)	122.40 m <sup>2</sup>	指定管理対象
	アトリウム(第1休憩室)	340.20 m <sup>2</sup>	
	エントランスホール	67.74 m <sup>2</sup>	
	飲食厨房等	172.20 m <sup>2</sup>	
	特産品販売コーナー	44.21 m <sup>2</sup>	
	公衆トイレ	96.60 m <sup>2</sup>	
	事務室	45.25 m <sup>2</sup>	
	倉庫	16.20 m <sup>2</sup>	
農産物直売所		145.80 m <sup>2</sup>	
指定管理対象面積		1,050.6 m <sup>2</sup>	
S L 車庫棟	鉄道資料館	320.40 m <sup>2</sup>	指定管理対象外
施設総面積合計(参考)		1,371.00 m <sup>2</sup>	

※管理物件に係る全体平面図は、別表1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(事務室等の無償利用)

第5条 甲は、管理・運営業務を遂行するため、事務室等を無償で乙に利用させるものとし、乙は甲の指示に従い事務室等を適正に管理するものとする。

(休館日及び開館時間)

第6条 道の駅の休館日及び開館時間は、設置条例第7条の規定に基づき、次のとおりとする。

休 館 日	12月31日から翌年の1月3日まで(駐車場及び公衆トイレを除く。)
開館時間	駐車場及び公衆トイレは、24時間の利用に供するものとし、その他は、次のとおりとする。 (1) 夏期(4月から9月まで) 午前9時から午後6時まで (2) 冬期(10月から3月まで) 午前9時から午後5時まで

2 道の駅の管理運営上必要があると認めるときその他特に必要があると認めるとき

区 分	詳細区分	面積	備 考
センターハウス	レガシーギャラリー(第2休憩室)	122.40 m <sup>2</sup>	指定管理対象
	アトリウム(第1休憩室)	340.20 m <sup>2</sup>	
	エントランスホール	67.74 m <sup>2</sup>	
	飲食厨房等	172.20 m <sup>2</sup>	
	特産品販売コーナー	44.21 m <sup>2</sup>	
	公衆トイレ	96.60 m <sup>2</sup>	
	事務室	45.25 m <sup>2</sup>	
	倉庫	16.20 m <sup>2</sup>	
農産物直売所		145.80 m <sup>2</sup>	
指定管理対象面積		1,050.6 m <sup>2</sup>	
S L 車庫棟	鉄道資料館	320.40 m <sup>2</sup>	指定管理対象外
施設総面積合計(参考)		1,371.00 m <sup>2</sup>	

※管理物件に係る全体平面図は、別表1のとおりとする。

2 乙は、善良なる管理者の注意をもって管理物件を管理しなければならない。

(事務室等の無償利用)

第5条 甲は、管理・運営業務を遂行するため、事務室等を無償で乙に利用させるものとし、乙は甲の指示に従い事務室等を適正に管理するものとする。

(休館日及び開館時間)

第6条 道の駅の休館日及び開館時間は、設置条例第7条の規定に基づき、次のとおりとする。

休 館 日	12月31日から翌年の1月3日まで(駐車場及び公衆トイレを除く。)
開館時間	駐車場及び公衆トイレは、24時間の利用に供するものとし、その他は、次のとおりとする。 (1) 夏期(4月から9月まで) 午前9時から午後6時まで (2) 冬期(10月から3月まで) 午前9時から午後5時まで

2 道の駅の管理運営上必要があると認めるときその他特に必要があると認めるとき

<p>は、町長の承認を得て、臨時に休館日又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て、冬期における農産物販売施設を休業することができる。</p> <p>(指定期間)</p> <p>第7条 本協定による指定期間は、<u>令和9年4月1日から令和14年3月31日まで</u>とする。</p> <p>(年度協定)</p> <p>第8条 本協定に定めるもののほか、当該年度における指定管理料の額その他各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。</p> <p>(年度事業計画書)</p> <p>第9条 乙は、管理・運営業務の実施に当たっては、手続条例第4条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、<u>令和9年度</u>は指定管理開始日前、翌年度以降は当該年度事業開始日前に毎年度甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支計画書</p> <p>2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う管理・運営業務の範囲)</p> <p>第10条 指定管理者が行う管理・運営業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置条例第6条各号に掲げる業務</p> <p>(2) 前号に附随する次に掲げる業務</p> <p>ア 管理・運営業務に要する物品等の購入事務業務(費用の負担にあつては仕様書に規定するリスク分担表のとおり。)</p> <p>イ 管理・運営業務に関する行事等の企画・実施業務</p> <p>ウ 日常活動の記録及び報告</p> <p>エ 公共料金等の支払い</p> <p>オ その他設置条例第6条第5号に基づく町長が定める業務、第8条に定める年度協定書に規定する業務及び仕様書に定める業務</p> <p>(会計区分)</p> <p>第11条 事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 乙は、本協定、年度協定、仕様書、設置条例及び関係法令等を遵守するとともに、第9条の規定による事業計画書に基づき管理・運営業務を実施するものとする。</p>	<p>は、町長の承認を得て、臨時に休館日又は開館時間を変更することができる。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指定管理者は、町長の承認を得て、冬期における農産物販売施設を休業することができる。</p> <p>(指定期間)</p> <p>第7条 本協定による指定期間は、<u>令和4年4月1日から令和9年3月31日まで</u>とする。</p> <p>(年度協定)</p> <p>第8条 本協定に定めるもののほか、当該年度における指定管理料の額その他各事業年度において必要な事項については、別に年度協定を締結する。</p> <p>(年度事業計画書)</p> <p>第9条 乙は、管理・運営業務の実施に当たっては、手続条例第4条の規定により甲に提出した事業計画書に基づき、次に掲げる事項について年度事業計画書を作成し、<u>令和4年度</u>は指定管理開始日前、翌年度以降は当該年度事業開始日前に毎年度甲が指定する期日までに甲に提出しなければならない。</p> <p>(1) 事業計画書</p> <p>(2) 収支計画書</p> <p>2 乙は、事業計画書及び年度事業計画書を変更しようとするときは、甲と協議し、その承認を受けなければならない。</p> <p>(指定管理者が行う管理・運営業務の範囲)</p> <p>第10条 指定管理者が行う管理・運営業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置条例第6条各号に掲げる業務</p> <p>(2) 前号に附随する次に掲げる業務</p> <p>ア 管理・運営業務に要する物品等の購入事務業務(費用の負担にあつては仕様書に規定するリスク分担表のとおり。)</p> <p>イ 管理・運営業務に関する行事等の企画・実施業務</p> <p>ウ 日常活動の記録及び報告</p> <p>エ 公共料金等の支払い</p> <p>オ その他設置条例第6条第5号に基づく町長が定める業務、第8条に定める年度協定書に規定する業務及び仕様書に定める業務</p> <p>(会計区分)</p> <p>第11条 事業に係る会計区分は、毎年4月1日より翌年3月31日までとする。</p> <p>(業務の実施)</p> <p>第12条 乙は、本協定、年度協定、仕様書、設置条例及び関係法令等を遵守するとともに、第9条の規定による事業計画書に基づき管理・運営業務を実施するものとする。</p>
---	--

<p>2 本協定、年度協定、仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、事業計画書、年度協定、本協定、仕様書等の順にその解釈が優先するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。</p> <p>(第三者による実施)</p> <p><b>第13条</b> 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用(協議により定める指定管理料が充当される費用を含む。)において行うものとし、管理・運営業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。</p> <p>(善管注意義務)</p> <p><b>第14条</b> 乙は、本協定、年度協定及び仕様書等の定めるもののほか、甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、善良なる管理者の注意をもって、道の駅を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。</p> <p>(道の駅の改修等)</p> <p><b>第15条</b> 道の駅の修繕、改造、増築等(以下「修繕等」という。)については、仕様書に定めたリスク分担に基づき実施するものとする。</p> <p>2 道の駅の改修等については、1件の修繕金額の見積もりが1件につき30万円未満(消費税相当額を含む。)のものについては乙が実施するものとし、1件につき30万円以上(消費税相当額を含む。)のものについては甲乙協議した上、修繕等が必要な場合には、甲が実施する。</p> <p>(甲による物品等の貸与)</p> <p><b>第16条</b> 甲は、指定期間の開始日までに、乙が道の駅の管理・運営業務を行うために要する物品等を指定し、乙に貸与するものとする。</p> <p>2 乙は、指定期間中、物品等を常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>3 乙は、故意又は過失により物品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。</p> <p>4 乙は、物品等が経年劣化等により使用できなくなった場合、甲と乙の協議の上、当該物品等の更新を決定するものとする。</p> <p>(事故及び緊急事態時の対応)</p> <p><b>第17条</b> 乙は、道の駅における事故、道の駅の破損その他の事故が発生した場合、又は災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を</p>	<p>2 本協定、年度協定、仕様書等の間に矛盾又は齟齬がある場合は、事業計画書、年度協定、本協定、仕様書等の順にその解釈が優先するものとする。</p> <p>3 前項の規定にかかわらず、事業計画書にて仕様書を上回る水準が提案されている場合は、事業計画書に示された水準によるものとする。</p> <p>(第三者による実施)</p> <p><b>第13条</b> 乙は、事前に甲の承諾を受けた場合を除いて、管理・運営業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。</p> <p>2 乙が業務の一部を第三者に実施させる場合は、すべて乙の責任及び費用(協議により定める指定管理料が充当される費用を含む。)において行うものとし、管理・運営業務に関して乙が使用する第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用については、すべて乙の責めに帰すべき事由により生じた損害及び増加費用とみなして、乙が負担するものとする。</p> <p>(善管注意義務)</p> <p><b>第14条</b> 乙は、本協定、年度協定及び仕様書等の定めるもののほか、甲が必要に応じて指示する事項を厳守の上、善良なる管理者の注意をもって、道の駅を常に良好な状態に管理する義務を負うものとする。</p> <p>(道の駅の改修等)</p> <p><b>第15条</b> 道の駅の修繕、改造、増築等(以下「修繕等」という。)については、仕様書に定めたリスク分担に基づき実施するものとする。</p> <p>2 道の駅の改修等については、1件の修繕金額の見積もりが1件につき30万円未満(消費税相当額を含む。)のものについては乙が実施するものとし、1件につき30万円以上(消費税相当額を含む。)のものについては甲乙協議した上、修繕等が必要な場合には、甲が実施する。</p> <p>(甲による物品等の貸与)</p> <p><b>第16条</b> 甲は、指定期間の開始日までに、乙が道の駅の管理・運営業務を行うために要する物品等を指定し、乙に貸与するものとする。</p> <p>2 乙は、指定期間中、物品等を常に良好な状態に保つものとする。</p> <p>3 乙は、故意又は過失により物品等を毀損滅失したときは、甲との協議により、必要に応じて甲に対し、これを弁償又は自己の費用で当該物と同等の機能及び価値を有するものを購入又は調達しなければならない。</p> <p>4 乙は、物品等が経年劣化等により使用できなくなった場合、甲と乙の協議の上、当該物品等の更新を決定するものとする。</p> <p>(事故及び緊急事態時の対応)</p> <p><b>第17条</b> 乙は、道の駅における事故、道の駅の破損その他の事故が発生した場合、又は災害等の緊急事態が発生した場合には、直ちに必要な措置を講じるとともに、甲を</p>
--	--

<p>含む関係者に対して事故及び緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。</p> <p>2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。 (損害賠償義務)</p> <p><b>第18条</b> 乙は、道の駅又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (第三者に及ぼした損害の賠償)</p> <p><b>第19条</b> 乙は、道の駅の管理・運営業務の遂行にあたり、乙の行為が原因で来場者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い、発生した費用を求償することができるものとする。 (指定管理料)</p> <p><b>第20条</b> 管理・運営業務に係る指定管理料の額は、仕様書に定めた「道の駅あびらD51 ステーション第3期指定管理に向けた事前協議終了確認書」(令和8年3月4日協議完了)の協議結果に基づき、甲及び乙による各年度の管理・運営業務に要する費用の算定協議を経て、安平町議会における甲の負担額に係る各年度の予算の議決をもって決定するものとし、第8条に規定する年度協定において定めるものとする。</p> <p>(利用料金収入の取扱い)</p> <p><b>第21条</b> 乙は、道の駅に係る利用料金を乙の収入として、收受するものとする。 (利用料金の決定)</p> <p><b>第22条</b> 利用料金は、乙が設置条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。 (利用料金の減免)</p> <p><b>第23条</b> 乙は、設置条例第14条第5項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより、設置条例第14条第3項に掲げる施設に係る利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が行政目的のために行う事業に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 甲又は乙が主催する道の駅の設置目的のために行う事業に利用するとき。 免除</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるとき。 減額又は免除</p>	<p>含む関係者に対して事故及び緊急事態発生を旨を速やかに通報しなければならない。</p> <p>2 事故等が発生した場合、乙は甲と協力して事故等の原因調査にあたるものとする。 (損害賠償義務)</p> <p><b>第18条</b> 乙は、道の駅又は設備を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。 (第三者に及ぼした損害の賠償)</p> <p><b>第19条</b> 乙は、道の駅の管理・運営業務の遂行にあたり、乙の行為が原因で来場者その他の第三者に損害が生じた場合には、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>2 前項の場合において、損害を受けた第三者の求めに応じ、甲がその損害を賠償したときは、甲は乙に対して、賠償した金額及びその賠償に伴い、発生した費用を求償することができるものとする。 (指定管理料)</p> <p><b>第20条</b> 管理・運営業務に係る指定管理料の額は、仕様書に定めた「道の駅あびらD51 ステーション第2期指定管理に向けた事前協議終了確認書」(令和3年4月20日協議完了)の協議結果に基づき、甲及び乙による各年度の管理・運営業務に要する費用の算定協議を経て、安平町議会における甲の負担額に係る各年度の予算の議決をもって決定するものとし、第8条に規定する年度協定において定めるものとする。</p> <p>(利用料金収入の取扱い)</p> <p><b>第21条</b> 乙は、道の駅に係る利用料金を乙の収入として、收受するものとする。 (利用料金の決定)</p> <p><b>第22条</b> 利用料金は、乙が設置条例に規定する利用料金の範囲内において定めるものとする。ただし、その決定及び改定については事前に甲の承諾を受けるものとし、必要に応じて甲と乙の協議を行うものとする。 (利用料金の減免)</p> <p><b>第23条</b> 乙は、設置条例第14条第5項の規定により、次に掲げる基準のいずれかに該当すると認めるときは、当該各号に定めるところにより、設置条例第14条第3項に掲げる施設に係る利用料金を減額し、又は免除するものとする。</p> <p>(1) 国又は地方公共団体が行政目的のために行う事業に利用するとき。 免除</p> <p>(2) 甲又は乙が主催する道の駅の設置目的のために行う事業に利用するとき。 免除</p> <p>(3) 前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるとき。 減額又は免除</p>
---	--

<p>(四半期事業報告書)</p> <p><b>第24条</b> 乙は、次に掲げる事項を記載した4月から起算した四半期事業報告書を、各期の末日終了後15日以内に甲に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 運営・管理業務の実施状況</li><li>(2) 日毎の来場者数</li><li>(3) 道の駅の利用状況に関する事項</li><li>(4) 利用料金等の収入実績</li><li>(5) 実施した事業の内容及び参加者数</li><li>(6) 利用者等からの苦情及び要望の内容及び対応状況</li><li>(7) 本施設の点検状況</li><li>(8) 業務中における災害状況</li><li>(9) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項</li></ol> <p>(事業報告等)</p> <p><b>第25条</b> 乙は、手続条例第11条に規定にする事業報告書を作成し、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書は、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、道の駅の管理・運営業務の必要となる次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 管理・運営業務の実施状況</li><li>(2) 来場者数</li><li>(3) 道の駅の利用状況に関する事項</li><li>(4) 利用料金等の収入、管理・運営業務に係る経費等の支出等収支状況</li><li>(5) 実施した事業の内容及び参加者数</li><li>(6) 情報公開及び個人情報保護対策の状況</li></ol> <p>3 乙は、財務諸表等を事業年度終了後、速やかに甲に提出しなければならない。</p> <p>4 乙は、甲が法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>5 乙は、道の駅管理・運営業務に合せた経理規程を策定し、経理事務を行うこと。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p><b>第26条</b> 甲は、道の駅の管理・運営の適正を期するため、乙に対し、その管理・運営業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(文書の管理及び保存)</p> <p><b>第27条</b> 乙は、管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び</p>	<p>(四半期事業報告書)</p> <p><b>第24条</b> 乙は、次に掲げる事項を記載した4月から起算した四半期事業報告書を、各期の末日終了後15日以内に甲に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 運営・管理業務の実施状況</li><li>(2) 日毎の来場者数</li><li>(3) 道の駅の利用状況に関する事項</li><li>(4) 利用料金等の収入実績</li><li>(5) 実施した事業の内容及び参加者数</li><li>(6) 利用者等からの苦情及び要望の内容及び対応状況</li><li>(7) 本施設の点検状況</li><li>(8) 業務中における災害状況</li><li>(9) 前各号に掲げるもののほか、甲が指示する事項</li></ol> <p>(事業報告等)</p> <p><b>第25条</b> 乙は、手続条例第11条に規定にする事業報告書を作成し、事業年度終了後60日以内に甲に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の事業報告書は、安平町公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例施行規則第6条の規定に基づき、道の駅の管理・運営業務の必要となる次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"><li>(1) 管理・運営業務の実施状況</li><li>(2) 来場者数</li><li>(3) 道の駅の利用状況に関する事項</li><li>(4) 利用料金等の収入、管理・運営業務に係る経費等の支出等収支状況</li><li>(5) 実施した事業の内容及び参加者数</li><li>(6) 情報公開及び個人情報保護対策の状況</li></ol> <p>3 乙は、財務諸表等を事業年度終了後、速やかに甲に提出しなければならない。</p> <p>4 乙は、甲が法第244条の2第11項の規定に基づいて年度途中において乙に対する指定管理者の指定を取り消した場合には、指定が取り消された日から起算して60日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出しなければならない。</p> <p>5 乙は、道の駅管理・運営業務に合せた経理規程を策定し、経理事務を行うこと。</p> <p>(業務報告の聴取等)</p> <p><b>第26条</b> 甲は、道の駅の管理・運営の適正を期するため、乙に対し、その管理・運営業務及び経理の状況に関し、定期又は必要に応じて臨時に報告を求め、実地に調査し、又は必要な指示をすることができる。</p> <p>(文書の管理及び保存)</p> <p><b>第27条</b> 乙は、管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等の管理及び</p>
--	--

<p>保存期間については、会計区分毎に帳簿及び書類を整理し、第 24 条及び第 25 条の規定による事業報告書を提出した日から起算して 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第 28 条 乙は、管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等であって、乙が所有しているものの公開については、安平町情報公開条例(平成 18 年安平町条例第 12 号)の規定に準拠して文書の公開に努めなければならない。</p> <p>2 前項の情報公開に当たっては、乙は、甲と協議するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第 29 条 乙は、管理・運営業務を行うに当たって知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)の取扱いについては、<u>個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 57 号)</u>の規定に準拠して、乙独自に定める個人情報保護規程に基づき、適正に対応するものとする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第 30 条 乙は、管理・運営業務を行うに当たって知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)を取扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙及び管理・運営業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>3 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。</p> <p>(保険)</p> <p>第 31 条 管理・運営業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火災保険</p> <p>(2) 施設損害保険</p> <p>(3) 甲が所有又は管理する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険</p> <p>2 管理・運営業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 販売行為その他乙における管理・運営業務の遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償・補償保険</p> <p>(2) その他事業として必要と認められる保険</p> <p>3 保険の更新時においては、過去の事故等から保険の内容を見直し、適切な保険に加入しなければならない。</p>	<p>保存期間については、会計区分毎に帳簿及び書類を整理し、第 24 条及び第 25 条の規定による事業報告書を提出した日から起算して 5 年間保存しなければならない。</p> <p>(情報公開)</p> <p>第 28 条 乙は、管理・運営業務の実施に伴い作成し、又は取得した文書等であって、乙が所有しているものの公開については、安平町情報公開条例(平成 18 年安平町条例第 12 号)の規定に準拠して文書の公開に努めなければならない。</p> <p>2 前項の情報公開に当たっては、乙は、甲と協議するものとする。</p> <p>(個人情報の保護)</p> <p>第 29 条 乙は、管理・運営業務を行うに当たって知り得た個人情報(個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。)の取扱いについては、<u>安平町個人情報保護条例(平成 18 年安平町条例第 14 号)</u>の規定に準拠して、乙独自に定める個人情報保護規程に基づき、適正に対応するものとする。</p> <p>(秘密保持義務)</p> <p>第 30 条 乙は、管理・運営業務を行うに当たって知り得た個人情報(以下「保有個人情報」という。)を取扱う場合については、漏えい、滅失又はき損の防止等保有個人情報の適切な管理のために、必要な措置を講じなければならない。</p> <p>2 乙及び管理・運営業務に従事している者(以下「従事者」という。)は、保有個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。指定管理者の指定の期間が満了し、若しくは指定を取り消され、又は従事者の職務を退いた後においても同様とする。</p> <p>3 乙は、業務の一部を第三者に委託する場合には、当該第三者に対しても秘密の保持を義務づけるものとする。</p> <p>(保険)</p> <p>第 31 条 管理・運営業務の実施にあたり、甲が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 火災保険</p> <p>(2) 施設損害保険</p> <p>(3) 甲が所有又は管理する施設の瑕疵に起因する事故等の賠償保険</p> <p>2 管理・運営業務の実施にあたり、乙が付保しなければならない保険は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 販売行為その他乙における管理・運営業務の遂行上の瑕疵に起因する事故等の賠償・補償保険</p> <p>(2) その他事業として必要と認められる保険</p> <p>3 保険の更新時においては、過去の事故等から保険の内容を見直し、適切な保険に加入しなければならない。</p>
---	--

<p>(指定の取消し等)</p> <p><b>第 32 条</b> 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理・運営業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 経営状況の悪化等により管理・運営業務を行うことが不可能又は困難になったとき。</p> <p>(2) 本協定、年度協定、設置条例、手続条例又は関係法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。</p> <p>(3) 指定管理者の指定申請の際に提出した内容に虚偽があると判明したとき。</p> <p>(4) 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。</p> <p>(5) 組織的な違法行為を行った場合など、道の駅の管理・運営業務を行わせておくことが社会通念上、著しく不相当と判断されたとき。</p> <p>(6) 管理・運営業務が行われないとき。</p> <p>(7) その他道の駅の管理・運営業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(指定の取消し等による損害賠償)</p> <p><b>第 33 条</b> 乙は、前条第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p><b>第 34 条</b> 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、甲及び次の指定管理者に対して、速やかに、かつ、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、甲と乙の協議の上、決定するものとする。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><b>第 35 条</b> 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理・運営業務を行わなくなったとき又は第 32 条の規定により指定を取り消されたときは、道の駅の設備及び物品等を甲の指定する期日までに、原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。</p>	<p>(指定の取消し等)</p> <p><b>第 32 条</b> 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときその他乙の責めに帰すべき事由により乙による管理・運営業務を継続することができないと認めるときは、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部又は一部の停止を命ずることができる。</p> <p>(1) 経営状況の悪化等により管理・運営業務を行うことが不可能又は困難になったとき。</p> <p>(2) 本協定、年度協定、設置条例、手続条例又は関係法令等に関して重大な違反をしたと認められるとき。</p> <p>(3) 指定管理者の指定申請の際に提出した内容に虚偽があると判明したとき。</p> <p>(4) 地方自治法の規定による監査を拒否又は妨害したとき。</p> <p>(5) 組織的な違法行為を行った場合など、道の駅の管理・運営業務を行わせておくことが社会通念上、著しく不相当と判断されたとき。</p> <p>(6) 管理・運営業務が行われないとき。</p> <p>(7) その他道の駅の管理・運営業務を行わせておくことが適当でないと認められるとき。</p> <p>2 前項の規定により指定を取り消し、又は期間を定めて管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において、乙に損害が生じても、甲は、その賠償の責めを負わない。</p> <p>(指定の取消し等による損害賠償)</p> <p><b>第 33 条</b> 乙は、前条第 1 項の規定により指定を取り消され、又は期間を定めて管理・運営業務の全部若しくは一部の停止を命じられたときは、甲に生じた損害を賠償しなければならない。</p> <p>(事務の引継ぎ)</p> <p><b>第 34 条</b> 乙は、指定期間が満了し、又は指定の取消しを受けたときは、甲及び次の指定管理者に対して、速やかに、かつ、円滑に事務の引継ぎを行わなければならない。ただし、乙が引き続き指定管理者となる場合は、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する引継ぎに要する費用は、甲と乙の協議の上、決定するものとする。</p> <p>(原状回復義務)</p> <p><b>第 35 条</b> 乙は、指定期間が満了し指定管理者として管理・運営業務を行わなくなったとき又は第 32 条の規定により指定を取り消されたときは、道の駅の設備及び物品等を甲の指定する期日までに、原状に回復した上で甲に引き渡さなければならない。</p> <p>2 甲は、乙が正当な理由がなく前項に規定する原状に回復する義務を怠ったときは、乙に代わって原状に回復するための適当な措置を行うことができる。この場合において、乙は、甲の処置に要した費用を負担しなければならない。</p>
---	---

<p>(権限義務の譲渡等)</p> <p><b>第 36 条</b> 乙は、本協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(業務の範囲以外の業務)</p> <p><b>第 37 条</b> 乙は、設置条例第 1 条に規定する設置目的に合致し、かつ、管理・運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第 10 条の規定による業務の範囲以外の業務（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。</p> <p>2 乙は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲に対して、当該自主事業が第 10 条に規定する業務の範囲以外の業務に該当するかを協議し、甲が業務の範囲以外の業務であると認めた場合には、当該自主事業に係る業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。</p> <p>(本協定の変更)</p> <p><b>第 38 条</b> 業務に関し、前提条件若しくは内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。</p> <p>(疑義についての協議)</p> <p><b>第 39 条</b> 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別の定めのない場合については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。</p> <p>本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙とがそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。</p>	<p>(権限義務の譲渡等)</p> <p><b>第 36 条</b> 乙は、本協定によって生じる権利及び義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲が特に認めた場合は、この限りではない。</p> <p>(業務の範囲以外の業務)</p> <p><b>第 37 条</b> 乙は、設置条例第 1 条に規定する設置目的に合致し、かつ、管理・運営業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、第 10 条の規定による業務の範囲以外の業務（以下「自主事業」という。）を実施することができるものとする。</p> <p>2 乙は、自主事業を実施する場合は、あらかじめ甲に対して、当該自主事業が第 10 条に規定する業務の範囲以外の業務に該当するかを協議し、甲が業務の範囲以外の業務であると認めた場合には、当該自主事業に係る業務計画書を提出し、事前に甲の承諾を受けなくてはならない。</p> <p>(本協定の変更)</p> <p><b>第 38 条</b> 業務に関し、前提条件若しくは内容を変更したとき又は特別な事情が生じたときは、甲と乙が協議の上、本協定の規定を変更することができるものとする。</p> <p>(疑義についての協議)</p> <p><b>第 39 条</b> 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別の定めのない場合については、甲と乙とが協議の上、これを定めるものとする。</p> <p>本協定を証するため、本書を 2 通作成し、甲と乙とがそれぞれ記名押印の上、各 1 通を保有する。</p>
--	--

議案第 7 号

財産の取得について

次の財産を取得したいので、議会の議決を求める。

令和 8 年 6 月 23 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(提案理由)

財産の取得をするため、地方自治法第96条第1項第8号及び安平町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により提案するものである。

## 記

- 1 取得しようとする財産の種類 学習用タブレット端末更新事業
- 2 契約の相手方 所在地 札幌市中央区大通西14丁目7番地  
会社名 NTT東日本株式会社  
執行役員 北海道事業部長 茂谷 浩子
- 3 取得の目的 令和2年度に導入した学習用端末を更新するため
- 4 取得の方法 随意契約
- 5 取得の価格 19,843,450円
- 6 取得の時期 令和9年3月
- 7 支払方法 全額一括払い

〈参考資料 議案第7号〉

■学習用タブレット端末更新事業（主な購入備品）

名 称	数量	単位
タブレット端末（Dynabook ChromeBook C11）	331	台
画面保護フィルム	331	台
モバイルデバイス管理ソフト	331	台

議案第 8 号

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 1 号）について

令和 8 年度安平町一般会計補正予算（第 1 号）を別紙のとおり提出する。

令和 8 年 6 月 23 日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の確定等により、令和 8 年度安平町一般会計補正予算について、地方自治法第 218 条第 1 項の規定により提案するものである。

## 議案第8号

### 令和8年度安平町一般会計補正予算（第1号）

令和8年度安平町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

#### （歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ738,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,786,428千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### （債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

#### （地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更、廃止は、「第3表地方債補正」による。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
14. 分担金及び負担金		1,114	830	1,944
	1. 負担金	1,114	830	1,944
16. 国庫支出金		764,184	△19,187	744,997
	2. 国庫補助金	349,182	△19,273	329,909
	3. 委託金	2,585	86	2,671
17. 道支出金		481,668	550,760	1,032,428
	2. 道補助金	228,030	550,639	778,669
	3. 委託金	22,046	121	22,167
18. 財産収入		29,243	34,411	63,654
	1. 財産運用収入	19,110	30	19,140
	2. 財産売払収入	10,133	34,381	44,514
20. 繰入金		1,311,434	40,928	1,352,362
	1. 基金繰入金	1,309,928	40,928	1,350,856
21. 繰越金		1	49,189	49,190
	1. 繰越金	1	49,189	49,190
22. 諸収入		116,571	△3,536	113,035
	4. 雑入	63,734	△3,536	60,198
23. 町債		444,300	84,900	529,200
	1. 町債	444,300	84,900	529,200
歳入合計		9,048,133	738,295	9,786,428

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 総務費		1,087,155	75,970	1,163,125
	1. 総務管理費	1,031,334	75,771	1,107,105
	2. 徴税費	8,093	3	8,096
	3. 戸籍住民基本台帳費	360	128	488
	5. 統計調査費	15,108	68	15,176
3. 民生費		1,607,018	11,105	1,618,123
	1. 社会福祉費	1,032,321	10,066	1,042,387
	2. 児童福祉費	574,697	1,039	575,736
4. 衛生費		669,325	10,398	679,723
	1. 保健衛生費	322,195	10,398	332,593
6. 農林水産業費		362,970	527,302	890,272
	1. 農業費	332,497	527,302	859,799
7. 商工費		509,724	28,902	538,626
	1. 商工費	509,724	28,902	538,626
8. 土木費		1,083,576	22,470	1,106,046
	2. 道路橋りょう費	454,780	19,469	474,249
	4. 都市計画費	501,613	3,001	504,614
9. 消防費		429,395	8,307	437,702
	1. 消防費	429,395	8,307	437,702
10. 教育費		1,019,607	53,841	1,073,448
	1. 教育総務費	345,311	10,667	355,978
	5. 社会教育費	76,517	19,929	96,446
	6. 保健体育費	571,978	23,245	595,223
歳出合計		9,048,133	738,295	9,786,428

## 第2表 債務負担行為補正

追 加

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
役場庁舎エアコン設備リース料	令和9年度から 令和19年度まで	136,240

## 第3表 地方債補正

追 加

(単位：千円)

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁内SBC環境構築事業	14,700	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式の借入については、この限りでない。)	政府資金については、その融資条件により、金融機関による場合は債権者との協定による。 ただし、財政の都合により償還期限を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利債に借替えることができる。

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
遠浅酪農2号線改良舗装事業	64,000	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利率 見直し方式の借 入については、 この限りでな い。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 金融機関による 場合は債権者と の協定による。 ただし、財政 の都合により償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上げ償還又は低 利債に借替えす ることができる。	136,100	左記に同じ	左記に同じ	左記に同じ
町道舗装打替事業	12,000				12,100			
橋りょう長寿命化修繕事業	14,800				19,200			

廃止

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後				備考
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
公用車購入事業	6,400	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内 (ただし、利 率見直し方式 の借入につい ては、この限 りでない。)	政府資金につ いては、その融 資条件により、 金融機関による 場合は債権者と の協定による。 ただし、財政 の都合により償 還期限を短縮 し、もしくは繰 上げ償還又は低 利債に借替えす ることができる。	—	—	—	—	財源振替等によ るもの

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 町税	2,031,114		2,031,114
2. 地方譲与税	110,125		110,125
3. 利子割交付金	3,266		3,266
4. 配当割交付金	6,690		6,690
5. 株式譲渡所得割交付金	7,632		7,632
6. 法人事業税交付金	18,398		18,398
7. 地方消費税交付金	210,555		210,555
8. ゴルフ場利用税交付金	44,861		44,861
9. 環境性能割交付金	1		1
10. 国有提供施設所在市町村交付金	32,378		32,378
11. 地方特例交付金	20,421		20,421
12. 地方交付税	2,607,040		2,607,040
13. 交通安全対策特別交付金	830		830
14. 分担金及び負担金	1,114	830	1,944
15. 使用料及び手数料	202,938		202,938
16. 国庫支出金	764,184	△19,187	744,997
17. 道支出金	481,668	550,760	1,032,428
18. 財産収入	29,243	34,411	63,654
19. 寄付金	603,369		603,369
20. 繰入金	1,311,434	40,928	1,352,362
21. 繰越金	1	49,189	49,190
22. 諸収入	116,571	△3,536	113,035
23. 町債	444,300	84,900	529,200
歳入合計	9,048,133	738,295	9,786,428

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 議会費	56,793		56,793				
2. 総務費	1,087,155	75,970	1,163,125	2,709	8,300	6,787	58,174
3. 民生費	1,607,018	11,105	1,618,123	2,629		4,362	4,114
4. 衛生費	669,325	10,398	679,723	3,723		△1,918	8,593
5. 労働費	11,937		11,937				
6. 農林水産業費	362,970	527,302	890,272	522,353			4,949
7. 商工費	509,724	28,902	538,626	44,300		△24,251	8,853
8. 土木費	1,083,576	22,470	1,106,046	△76,549	76,600		22,419
9. 消防費	429,395	8,307	437,702	4,280		△300	4,327
10. 教育費	1,019,607	53,841	1,073,448	28,007		△6,608	32,442
11. 公債費	992,915	0	992,915			23,803	△23,803
12. 給与費	1,212,718	0	1,212,718	121			△121
13. 予備費	5,000		5,000				
歳 出 合 計	9,048,133	738,295	9,786,428	531,573	84,900	1,875	119,947

議案第9号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）について

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第9号

令和8年度安平町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）

令和8年度安平町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,780千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ854,939千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰入金		80,562	△333	80,229
	1. 一般会計繰入金	62,342	△333	62,009
4. 繰越金		1	6,113	6,114
	1. 繰越金	1	6,113	6,114
歳入合計		849,159	5,780	854,939

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 基金積立金		0	5,780	5,780
	1. 基金積立金	0	5,780	5,780
歳出合計		849,159	5,780	854,939

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 国民健康保険税	179,797		179,797
2. 道支出金	588,794		588,794
3. 繰入金	80,562	△333	80,229
4. 繰越金	1	6,113	6,114
5. 諸収入	5		5
歳入合計	849,159	5,780	854,939

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	6,327		6,327				
2. 保険給付費	575,706		575,706				
3. 国民健康保険事業費納付金	252,994	0	252,994			△333	333
4. 共同事業拠出金	1		1				
5. 財政安定化基金拠出金	1		1				
6. 保健事業費	11,766		11,766				
7. 諸支出金	1,364		1,364				
8. 予備費	1,000		1,000				
9. 基金積立金	0	5,780	5,780				5,780
歳 出 合 計	849,159	5,780	854,939			△333	6,113

議案第10号

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第10号

令和8年度安平町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度安平町の後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,265千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ217,872千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(歳入) 第1表 歳入歳出予算補正 (単位: 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰越金		1	1,265	1,266
	1. 繰越金	1	1,265	1,266
歳入合計		216,607	1,265	217,872

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2. 後期高齢者医療広域連合納付金		215,299	1,265	216,564
	1. 後期高齢者医療広域連合納付金	215,299	1,265	216,564
歳出合計		216,607	1,265	217,872

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 後期高齢者医療保険料	166,555		166,555
2. 繰入金	50,049		50,049
3. 諸収入	2		2
4. 繰越金	1	1,265	1,266
歳入合計	216,607	1,265	217,872

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	731		731				
2. 後期高齢者医療広域連合納付金	215,299	1,265	216,564				1,265
3. 保健事業費	367		367				
4. 諸支出金	110		110				
5. 予備費	100		100				
歳 出 合 計	216,607	1,265	217,872				1,265

議案第11号

令和8年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について

令和8年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を別紙のとおり提出する。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

（提案理由）

前年度繰越金の決定等により、令和8年度安平町介護保険事業特別会計補正予算について、地方自治法第218条第1項の規定により提案するものである。

議案第11号

令和8年度安平町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）

令和8年度安平町の介護保険事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（保険事業勘定歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ249,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,185,632千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（介護サービス事業勘定歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,695千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12,572千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和8年6月23日提出

安平町長 及 川 秀一郎

(保 險 事 業 勘 定)

(歳入)

## 第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 保険料		154,005	12,009	166,014
	1. 介護保険料	154,005	12,009	166,014
4. 国庫支出金		242,993	1,434	244,427
	2. 国庫補助金	93,997	1,434	95,431
5. 支払基金交付金		234,743	100	234,843
	1. 支払基金交付金	234,743	100	234,843
6. 道支出金		131,768	23	131,791
	2. 道補助金	10,184	23	10,207
7. 繰入金		157,506	1,408	158,914
	1. 一般会計繰入金	153,035	1,408	154,443
8. 繰越金		7,692	234,975	242,667
	1. 繰越金	7,692	234,975	242,667
歳入合計		935,683	249,949	1,185,632

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1. 総務費		36,449	2,765	39,214
	1. 総務管理費	24,305	2,765	27,070
3. 地域支援事業費		65,839	190	66,029
	2. 一般介護予防事業費	3,572	190	3,762
4. 諸支出金		740	54,858	55,598
	1. 償還金及び還付加算金	65	54,858	54,923
5. 予備費		100	192,136	192,236
	1. 予備費	100	192,136	192,236
歳出合計		935,683	249,949	1,185,632

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 保険料	154,005	12,009	166,014
2. 分担金及び負担金	6,908		6,908
3. 使用料及び手数料	1		1
4. 国庫支出金	242,993	1,434	244,427
5. 支払基金交付金	234,743	100	234,843
6. 道支出金	131,768	23	131,791
7. 繰入金	157,506	1,408	158,914
8. 繰越金	7,692	234,975	242,667
9. 諸収入	67		67
歳入合計	935,683	249,949	1,185,632

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	36,449	2,765	39,214	1,381		1,384	
2. 保険給付費	832,555		832,555				
3. 地域支援事業費	65,839	190	66,029	76		75	39
4. 諸支出金	740	54,858	55,598				54,858
5. 予備費	100	192,136	192,236				192,136
歳 出 合 計	935,683	249,949	1,185,632	1,457		1,459	247,033

(介護サービス事業勘定)

第1表 歳入歳出予算補正

(単位：千円)

(歳入)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 繰越金		1	3,695	3,696
	1. 繰越金	1	3,695	3,696
歳入合計		8,877	3,695	12,572

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3. 予備費		1	3,695	3,696
	1. 予備費	1	3,695	3,696
歳出合計		8,877	3,695	12,572

1. 総括  
(歳入)

歳入歳出補正予算事項別明細書

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. サービス収入	7,376		7,376
2. 道支出金	1,500		1,500
3. 繰越金	1	3,695	3,696
歳入合計	8,877	3,695	12,572

(歳 出)

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国道支出金	地方債	その他	
1. 総務費	3,831		3,831				
2. サービス事業費	574		574				
3. 予備費	1	3,695	3,696				3,695
4. 諸支出金	4,471		4,471				
歳 出 合 計	8,877	3,695	12,572				3,695